# 武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱
# （素案）

# 武蔵村山市第四次教育振興基本計画
# （素案）

令和８年１０月

目次

Ⅰ　武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

教育大綱 1
1　教育大綱の位置付け 1
2　教育大綱の対象期間 1
3　基本理念 1
4　基本方針 2

Ⅱ　武蔵村山市第四次教育振興基本計画

第１章　計画の基本的な考え方 7
1　計画策定の背景と趣旨 7
2　計画の位置付け 8
3　計画の期間 9
4　計画の策定体制 10
5　計画の点検・評価 11

第２章　計画の施策展開の方向 12
1　国及び東京都の教育振興基本計画 12
（１）国 12
（２）東京都 13
2　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の達成に向けた取組 14
3　本市を取り巻く教育の現状と課題 15
（１）確かな学力と社会を生きる力を育む教育 15
（２）心身の健やかな成長に向けた教育 18
（３）学校・家庭・地域の連携・協働 20
（４）時代に対応した学校教育の質の向上と教育環境の整備 22
（５）生きがい・ふれあいを育む生涯学習 24
（６）スポーツ・レクリエーションを楽しむ環境づくり 27
（７）次世代に継承する文化財の保護・保存、活用 30
（８）教育財産の計画的な管理と有効活用の推進 32
（９）教育委員会と関係機関との一層の連携 32
4　計画の方向性 33
5　施策体系 34
6　重点的に取り組む施策 36

第３章　今後５年間で取り組むべき基本施策 37
基本方針１　生きる力を育む教育の推進 37
基本施策（１）豊かな心を育む教育の推進 37

基本施策（２）学力向上策の推進 ..... 40
基本施策（３）健康な身体や体力を育む教育の推進 ..... 44
基本施策（４）社会の変化に対応できる力を育む教育の推進 ..... 47
基本施策（５）個に応じた支援と指導の充実 ..... 53
基本施策（６）「学校２０２０レガシー」の継続に向けた取組の推進 ..... 57
基本方針２　学校・家庭・地域の連携・協働の推進 ..... 59
基本施策（１）開かれた学校づくりの推進 ..... 59
基本施策（２）学校・家庭・地域の協働体制の構築 ..... 61
基本方針３　教育の質の向上と教育環境の整備 ..... 65
基本施策（１）特色ある学校づくりの推進 ..... 66
基本施策（２）教職員の質の向上と教員の「働き方改革」の推進 ..... 68
基本施策（３）学校経営力の充実 ..... 70
基本施策（４）学校教育環境の充実 ..... 72
基本方針４　自己実現を目指す生涯学習の推進 ..... 78
基本施策（１）生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進 ..... 79
基本施策（２）スポーツ・レクリエーション活動の推進 ..... 82
基本施策（３）郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用 ..... 84
基本方針５　教育財産の有効活用の推進 ..... 86
基本施策　教育財産の有効活用の推進 ..... 86

第４章　組織の総合力を生かした教育行政の推進 ..... 89
教育委員会と関係機関との連携 ..... 89
（１）教育委員会と関係機関との連携強化 ..... 89
（２）開かれた教育委員会 ..... 90

# Ⅰ　武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

# 教育大綱

## １　教育大綱の位置付け

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３に基づき、国の第４期教育振興基本計画を踏まえつつ、「武蔵村山市第五次長期総合計画」を基本とし、本市の実情に応じた、学校教育、生涯学習、スポーツ、学術及び文化の各分野の方針を取りまとめ、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

この大綱は、予算編成・執行や条例提案などの重要な権限を有している地方公共団体の長が定めることにより、地域住民の意向をより一層反映させることや地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する方策の総合的な推進を図ることを目的としています。

## ２　教育大綱の対象期間

教育大綱の対象期間は、令和９年度から令和１３年度までの５か年とします。

## ３　基本理念

人と人との絆（きずな）で　未来を拓（ひら）く　学び支え合うまち　武蔵村山

○　人と人との絆で

学校、家庭及び地域と連携・協力しながら、人と人との絆を大切にし、自然や歴史・文化とのつながりの中で、児童・生徒の明るい未来を創造していきます。

○　未来を拓く

児童・生徒が様々な学びや経験・体験を通して、生きる力を育み、たくましく未来を切り拓き、力強く生きていくことを目指していきます。

○　学び支え合うまち　武蔵村山

誰もが生涯を通じて互いに学び合い、高め合える元気で活力あふれるまちになるような教育を目指していきます。

# ４　基本方針

## 基本方針１　　生きる力を育む教育の推進

将来の予測が困難な時代において、いかに社会が変化しようと、子供たち一人一人が、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決することができるようにするために必要な「生きる力」を育むことが求められる。

また、これからの子供たちは、「何を学ぶか」だけでなく、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、より良い人生を送るか」という三つの資質・能力を身に付け、誰一人取り残さない持続可能な社会の創り手となることが重要である。

そのために、家庭における教育の成果を基盤としながら、子供たちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成する。

また、児童・生徒が地域の課題を自ら見出し、市の発展や課題について、仲間や地域の人々と対話を重ねながら解決に向けて考えていく教育活動である「まちづくり学習」等を通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、より良い社会を創造する力を育む。

さらに、一人一人の多様なウェルビーイング*の実現のために、相互に多様性を認め、高め合う共生社会の実現に向けた教育を推進する。

## 基本方針２　　学校・家庭・地域の連携・協働の推進

我が国と郷土の未来を切り拓く子供たちのための教育が、一層効果的に行われるようにするために、学校、家庭及び地域社会が、それぞれの機能を十分に発揮して、その責任を果たすとともに、これまで以上に連携・協働体制を強化することが求められる。

そのために、コミュニティ・スクール*として、地域学校協働活動の充実を図り、地域とともにある学校づくりを推進することにより、地域社会全体で子供たちを育てる仕組みの構築を図る。

---

**ウェルビーイング**：個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念

**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**：学校・保護者・地域住民が共に知恵を出し合い、協働しながら子供たちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。コミュニティ・スクールには保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるといった取組が行われる。これらの活動を通じて、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させることができる。

## 基本方針３　　教育の質の向上と教育環境の整備

保護者や地域から信頼される学校づくりを実現するために、義務教育９年間を見通した教育活動の充実を図り、教員が、自らの資質・能力を向上させるとともに、成果と課題の検証に基づき、教育活動の改善を図ることが求められる。

そのために、教員対象の研修や、校内における人材育成のための組織を確立するとともに、学校評価に基づく経営改善を推進する。

また、学校における教育活動の効果を一層高めるため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、ＩＣＴ*環境や学校施設等の教育環境の整備を推進する。

## 基本方針４　　自己実現を目指す生涯学習の推進

人生１００年時代*の到来が予測される中、あらゆる場所における学習を通じて市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするとともに、我が国と郷土を愛し、主体的に社会の発展に寄与しようとする気持ちや態度を育む生涯学習社会の実現が求められる。

そのために、生涯学習を通じて、地域や社会への参画の意欲を持ち、地域社会に貢献する人材を育成し、持続的な地域コミュニティを形成する。

また、市民が生涯を通じて、自ら学んだり、伝統や文化に触れたりすることができる多様な学習機会の充実を図るとともに、「武蔵村山市スポーツ都市宣言」の趣旨を踏まえ、スポーツとの関わりをもてる環境整備を進め、スポーツ活動の振興を図る。

## 基本方針５　　教育財産の有効活用の推進

市が保有する財産を最大限活用するという観点から、教育財産についてもその活用を推進することが求められる。

そのために、特に学校施設は、様々な用途を考え、多様な観点に立って積極的な活用を推進する。

---

**ＩＣＴ**：Information and Communication Technology の略。情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。小・中学校における、分かりやすい授業の実現、子供たちの情報活用能力の育成を図ることなどを目的に、教育用及び校務用のパソコン、校内ＬＡＮの設備などの環境を整備する。

**人生１００年時代**：「日本では、２００７年に生まれた子供の半数が１０７歳より長く生きる」との推計（海外研究）を元に、超長寿社会を表現した言葉

# Ⅱ　武蔵村山市第四次教育振興基本計画

# 第 1 章　計画の基本的な考え方

## 1　計画策定の背景と趣旨

我が国では、急速な技術革新やグローバル化の進展、少子高齢化の進行や人口減少、雇用環境の変化など、社会の在り方が大きく変化しています。また、子供の貧困や虐待、地域コミュニティの希薄化など、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。

こうした中、持続可能な社会の実現に向けて、誰一人取り残さない社会の構築が求められており、その基盤となる教育の役割は一層重要となっています。

学校教育においては、学力格差や体力格差、いじめ・不登校への対応強化をはじめ、少人数学級の推進、特別支援教育の充実、ＩＣＴ活用の高度化、学校への信頼の確保、家庭・地域との連携強化など、多様な視点から教育環境の充実を図ることが必要です。

また、自然災害の頻発や感染症の拡大などを契機として、安全・安心への意識が高まるとともに、予測困難な時代を主体的に生き抜く力の育成が求められています。そのため、主体的・対話的で深い学びを通じて、子供たちが自ら課題を発見し、他者と協働しながら解決していく力や、新たな価値を創造する力を育む学びが重要となっています。

生涯学習においては、人生１００年時代を見据え、誰もが生涯にわたり主体的に学び続けることができる社会の実現が求められています。リカレント教育*やリスキリング*など学び直しの機会を充実させるとともに、多様な学習機会を通じて人々が自己の可能性を広げ、地域社会の担い手として活躍できる環境づくりが必要となっています。

国では、令和５（２０２３）年６月に「第４期教育振興基本計画」を策定し、２０４０年頃の社会を見据え、「持続可能な社会の創り手の育成」や「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」などを基本的な方向性として、今後の教育政策の指針を示しました。

東京都では、令和６年３月に「東京都教育ビジョン（第５次）」を策定し、「自ら未来を切り拓く力の育成」、「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」、「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」を柱として、学校、家庭、地域、区市町村等が連携・協力しながら東京の教育を推進することとしています。

また、令和７年３月に「東京都教育施策大綱」を策定し、東京の教育施策の基本的な方針や「未来の東京」に生きる子供の姿等を踏まえ、「東京型教育モデル」で特に重要で優先的に取り組む６事項を定めています。

本市では、令和４年３月に「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び「武蔵村山市第三次教育振興基本計画」（以下「第三次計画」という。）を策定し、「人と人との絆で　未来を拓く　学び支え合うまち　武蔵村山」を基本理念に掲げ、令和４年度を初年度として、教育施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

そしてこの度、第三次の大綱及び計画の期間が令和８年度末をもって終了することから、令和９年度を初年度とする「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び「武蔵村山市第四次教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定します。

## 2　計画の位置付け

本計画は、教育基本法第１７条第２項の規定に基づき、国の「第４期教育振興基本計画」を参酌するとともに、「東京都教育ビジョン（第５次）」を踏まえ、市の実情に応じた教育の振興のための施策に関して総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画です。

また、本計画は、「武蔵村山市第五次長期総合計画」に示す本市の将来都市像「人と人との絆をつむぐ　誰もが活躍できるまち　むさしむらやま」を実現するための学校教育分野及び生涯学習分野における計画であり、本市の教育の方向性を定める教育大綱の視点に基づき、教育分野の目標を具現化する最上位計画に位置付けられます。

本市及び教育委員会は、本計画に基づき、計画的に主要施策、主要事業の実現に取り組みます。

さらに、本計画の推進に当たり、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）のゴール（国際目標）に留意して教育施策を推進します。

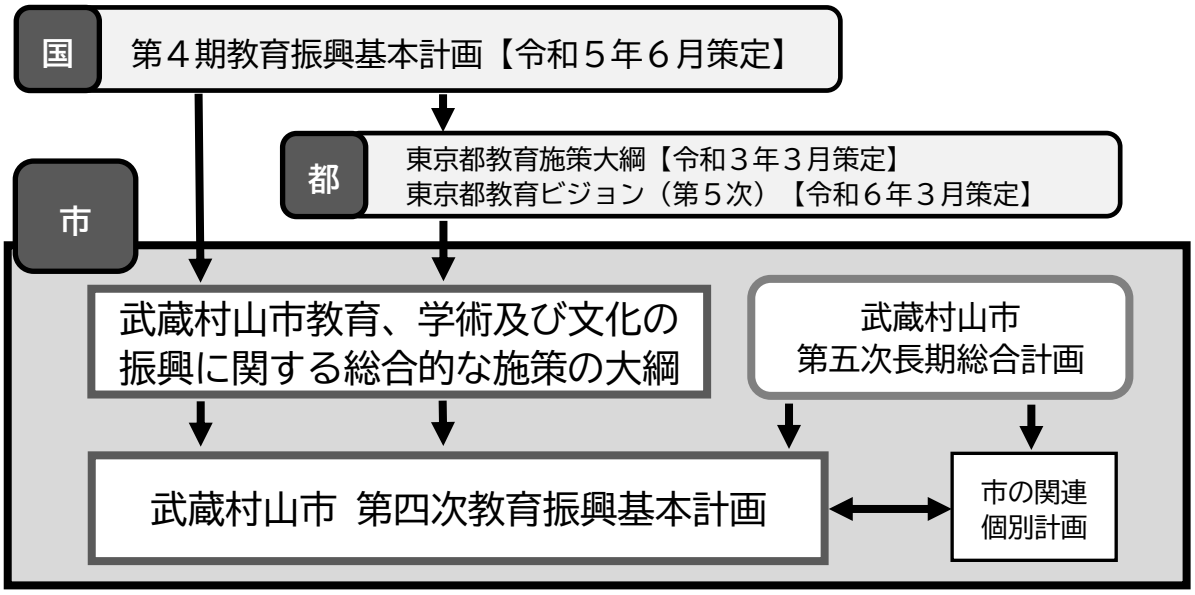
なお、本計画は、国や東京都における施策の見直し等があった場合は、必要に応じ見直しを行います。

■教育基本法　抜粋

第１７条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

■他計画との関連イメージ



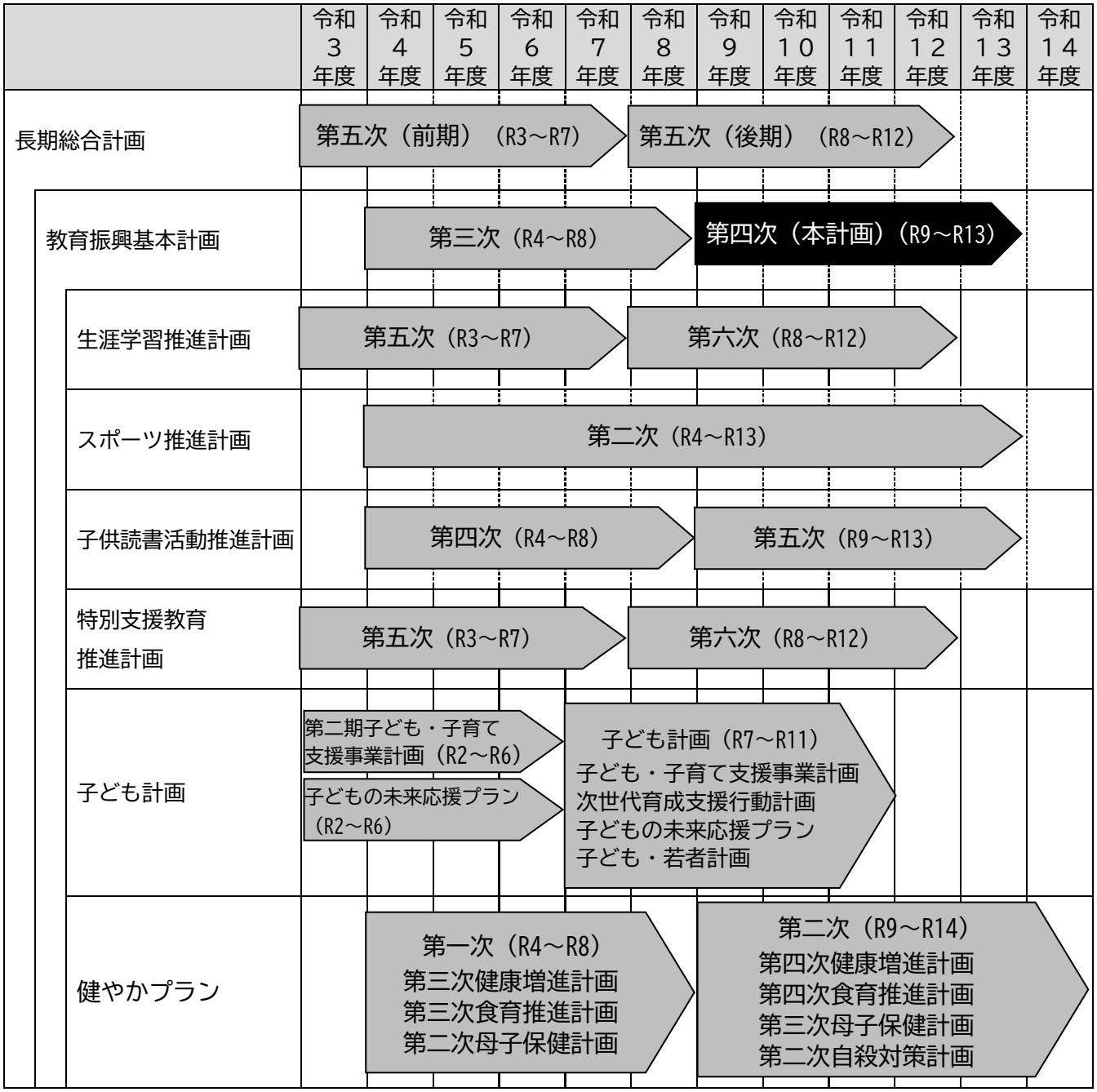

**リカレント教育**：学校教育修了後も、社会の変化や個人のキャリアに応じて、必要な知識・技能を継続的に学び直す教育のこと。就労と学習を循環的に繰り返し、生涯にわたり学び続ける社会の実現を目指す考え方

**リスキリング**：デジタル化や産業構造の変化に対応するため、新たな業務や職種に必要な知識・技能を習得する取組

## 3　計画の期間

本計画は、令和９年度から令和１３年度までの５か年を計画期間とします。
また、教育をめぐる社会情勢の変化などに応じ、適宜必要な見直しを行うこととします。

■本市の関連計画の期間



## ４　計画の策定体制

市長と教育委員会で構成する総合教育会議では、教育大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策等の協議・調整等を行います。また、教育大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるもので、この教育大綱の理念に基づき、本計画において具体的な教育施策を定めます。

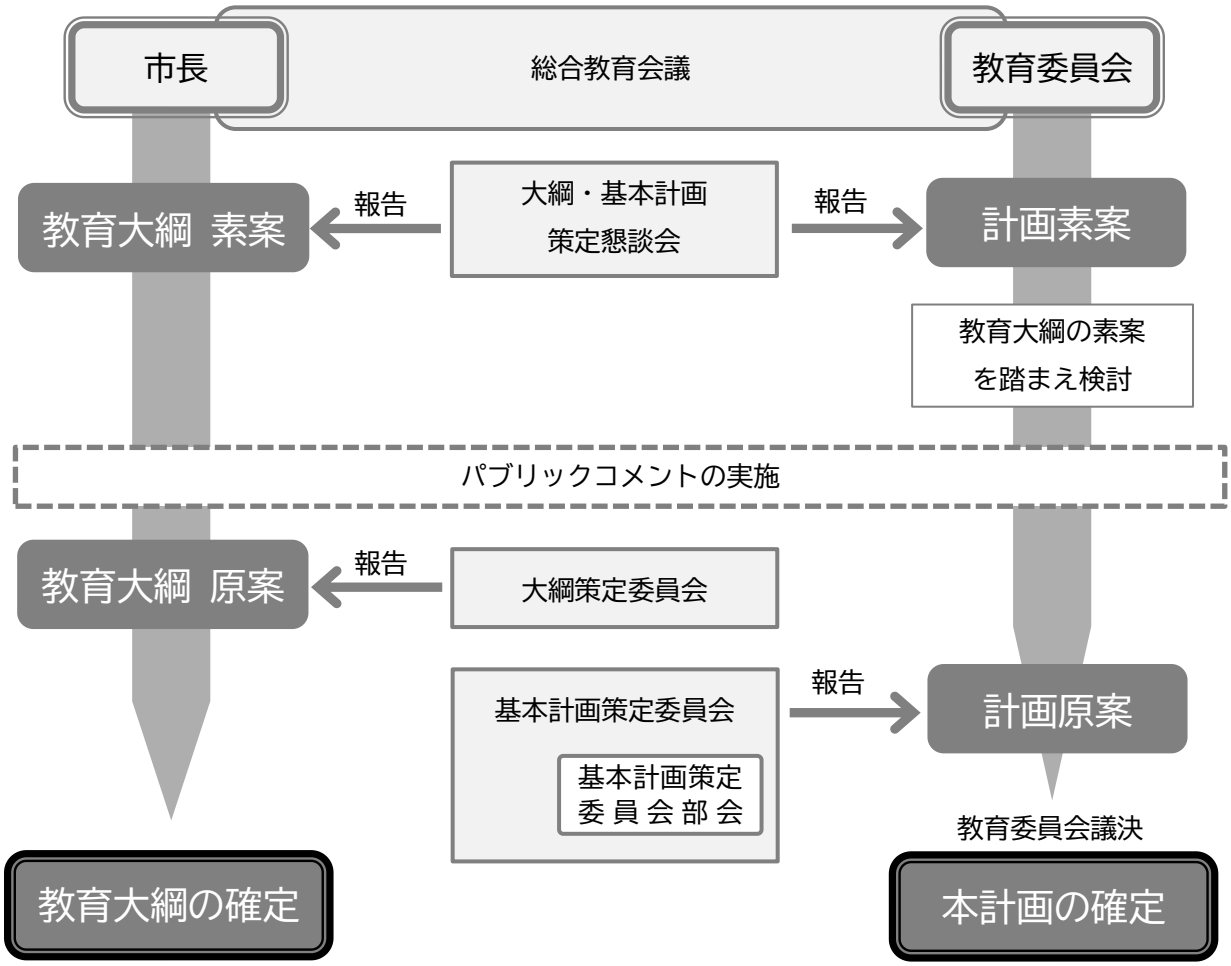
教育大綱の策定に当たっては、市民や学識経験者等が加わる「武蔵村山市教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会」（以下「大綱・基本計画策定懇談会」という。）及び庁内組織である「武蔵村山市教育大綱策定委員会」（以下「大綱策定委員会」という。）において検討を行いました。

本計画は、本計画の策定作業と並行して検討が行われた教育大綱の素案、原案を踏まえながら、「大綱・基本計画策定懇談会」及び「武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会」（以下「基本計画策定委員会」という。）において協議を重ねて策定しました。

また、「基本計画策定委員会」に、「基本計画策定委員会部会」を設置し、施策内容の専門的な検討を行いました。

なお、教育大綱の素案、本計画素案に対して、パブリックコメントを実施し、市民意見の反映に努めました。

■計画の策定体制



# ５　計画の点検・評価

本計画を効率的かつ着実に実施するためには、計画の定期的な点検と評価を行い、その結果を改善に結び付ける必要があります。

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、市民に公表しています。

本計画の進行管理に当たっては、当該事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の結果を活用するとともに、必要に応じて施策・事業の見直しなどに生かします。

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律　抜粋

第２６条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第４項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

# 第２章　計画の施策展開の方向

## １　国及び東京都の教育振興基本計画

### （１）国

国では、教育基本法に示された理念の実現と我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第１７条第１項に基づき、令和５年６月に「第４期教育振興基本計画」を閣議決定しています。

「２０４０年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の２つを計画のコンセプトに定め、５つの基本的な方針、１６の目標と基本施策・指標を設定し、教育を推進することとしています。

■５つの基本的な方針

1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
4 教育デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進
5 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

## （２）東京都

東京都では、教育の基本的な方向性を示すものとして「東京都教育施策大綱」を令和７年３月に策定し、その中で「東京型教育モデル」を掲げ、特に重要で優先的に取り組む６項目を提示しています。

また、令和６年度から令和１０年度までの５年間において、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示す計画として、令和６年３月に「東京都教育ビジョン（第５次）」を策定しています。

本ビジョンは、東京都における教育振興基本計画として位置付けられ、「自ら未来を切り拓く力の育成」、「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」、「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」の３つを柱として、１２の「基本的な方針」を設定し、特に、教育のインクルージョン*の推進、困難を抱える子供へのサポートの充実等の内容の強化を目指しています。

なお、今後５年間の施策展開の方向性を示した、全ての教育関係者の「羅針盤」と位置付けるとともに、学校、家庭、地域、区市町村等が連携・協力しながら東京の教育を推進することとしています。

■東京都教育施策大綱「東京型教育モデル」で実践する 特に重要な６事項

1 一人ひとりの個性や能力に合った最適な学びの実現
2 Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０時代を切り拓くイノベーション人材の育成
3 世界に羽ばたくグローバル人材の育成
4 教育のインクルージョンの推進
5 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実
6 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化

■「東京都教育ビジョン（第５次）」１２の基本的な方針

1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
2 Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０時代*を切り拓くイノベーション人材を育成する教育
3 グローバルに活躍する人材を育成する教育
4 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育
5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
7 教育のインクルージョンの推進
8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実
9 家庭、社会と学校とが連携・協働する教育活動の推進
10 これからの教育を担う優れた教員の確保・育成
11 学校における働き方改革等の推進
12 質の高い教育を支える環境の整備

---

**インクルージョン**：年齢、障がい、国籍、性別、家庭環境などの違いにかかわらず、誰もが互いを尊重しながら共に学び、社会に参画できる状態を目指す考え方

**Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０時代**：ＡＩ、ビッグデータ等の先端技術を活用し、経済発展と社会課題の解決を両立する「超スマート社会」の時代を指す。

## ２　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の達成に向けた取組

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）とは、平成２７年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」に基づく国際的な目標であり、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、１７のゴール、１６９のターゲット及び２３２の指標が設定されています。

これを受けて日本では、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）推進本部を設置し、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）実施指針」を策定しています。同指針は、国内外の状況変化を踏まえ、必要に応じて改定が行われており、令和５年１２月に最新の改定が行われました。

この改定においては、気候変動や感染症、国際情勢の不安定化など、国際社会が複合的な危機に直面し、ＳＤＧｓの達成が困難な状況にあることを踏まえつつも、２０３０年までの達成に向けた取組の一層の強化・加速が求められています。また、「人間の尊厳」を中心に据え、「誰一人取り残さない」包摂社会の実現、持続可能な経済社会システムの構築、地球規模の課題への対応、国際社会との連携・協働、平和と持続可能な開発の一体的推進が重点事項として示されるとともに、地方自治体、企業、市民社会、若い世代など多様なステークホルダー*の参画と連携が重視されています。

本市においても、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の達成に向けた取組」に対応するため、「第五次長期総合計画」の前期基本計画において、ＳＤＧｓの１７のゴールのアイコンを各施策に位置付け、施策の推進を図っています。

本計画では、主に「４　質の高い教育をみんなに」の達成に貢献することを目指し、すべての人々に対して包摂的かつ公正で質の高い教育を提供するとともに、生涯にわたる学習機会の確保・充実を図ります。また、持続可能な社会の担い手を育成する観点から、教育を通じて多様性の尊重や課題解決能力の育成を推進し、ＳＤＧｓの理念の実現に寄与していきます。

---

**ステークホルダー**：児童・生徒、保護者、地域住民、企業、関係団体、行政など、学校教育や地域づくりに関係する当事者や関係機関のこと

## ３　本市を取り巻く教育の現状と課題

本市を取り巻く教育の現状と課題を、次のとおり整理しました。

### （１）確かな学力と社会を生きる力を育む教育

情報化や国際化の進展など、社会の変化が一層加速する中、子供たちが主体的かつ創造的に未来を切り拓いていくためには、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得に加え、自ら学び続ける力の育成が不可欠です。また、習得した知識を活用し、課題を見いだし解決へと導く力や、新たな価値を生み出す力が求められています。近年では、予測困難な社会状況を踏まえ、他者と協働しながら課題に向き合い、持続可能な社会の形成に参画する姿勢の育成も重要となっています。

本市においては、社会環境が変化してもなお、児童・生徒が自ら考え、判断し、行動できる資質・能力を身に付けられるよう、「生きる力」を育む教育の充実に取り組んできました。また、ＩＣＴの効果的な活用を図りながら、個々の理解度や特性に応じた学びと、互いに学び合う活動の充実を進めるとともに、探究的な学習の充実に努めています。

また、本市の児童・生徒は、学校生活や様々な活動を通じて、仲間とコミュニケーションを図りながら、主体性や表現力、協調性を学んでいます。令和７年度全国学力・学習状況調査では、地域の大人と関わりながら学習や体験活動を行う機会について、全国と比較して高いという結果が得られています。令和７年度に実施した意識調査では、相手を意識して自分の考えを伝えようとする態度、友人との関係や学級のまとまり、感動体験や目標に向かって努力する姿勢などに関するスコアが全国や東京都と比較して高い結果となっています。今後も地域との関わりや体験を通じて、それらの能力を発揮し、さらなる活躍が期待されます。

確かな学力の定着に向けては、毎年度各学校において「授業改善推進プラン*」を策定し、分かりやすい授業の実現と学習規律の確立に取り組んでいます。さらには、児童・生徒や保護者による学校評価を計画的に実施し、その結果を授業の質の向上に反映してきました。今後は、ＩＣＴの活用を含めた指導方法の一層の工夫により、学習の質的向上を図っていく必要があります。

あわせて、全国学力・学習状況調査において本市の充足率は全国平均を下回っている状況にあることから、今後学力向上に向けた取組を推進していく必要があります。

引き続き、児童・生徒一人一人の資質・能力の伸長を支える学力の確実な定着を目指し、学校・家庭・地域が連携しながら教育活動を推進するとともに、成果と課題を適切に把握し、授業改善につなげていくことが求められます。また、不登校や学習意欲の低下など、多様化・複雑化する課題への対応も重要となっています。

一方で、児童・生徒が自らの将来像を描き、主体的に進路を選択できるようにするためには、発達段階に応じた系統的な進路指導やキャリア教育の充実が必要です。さらに、社会や働き方の変化を踏まえ、実社会との関わりを重視した学びの充実も求められています。

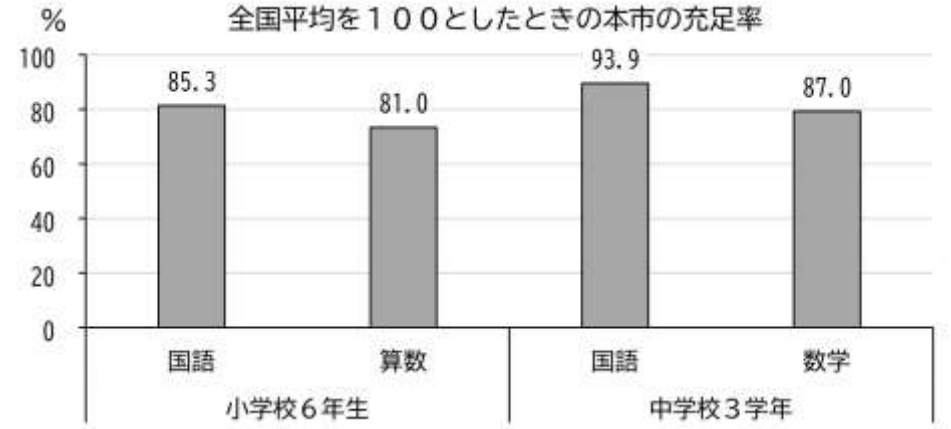
また、グローバル化の進展に対応し、国際社会で活躍できる力を育成する観点から、小学校段階における英語教育の充実が重要です。

さらには、特別な教育的ニーズを有する児童・生徒が、地域の中で安心して生活し、自立を目指すことができるよう、きめ細かな教育的支援の一層の充実が求められています。

---

**授業改善推進プラン**：児童・生徒の学力向上や主体的・対話的で深い学びの実現に向け、授業内容や指導方法の改善を計画的に進めるための方針

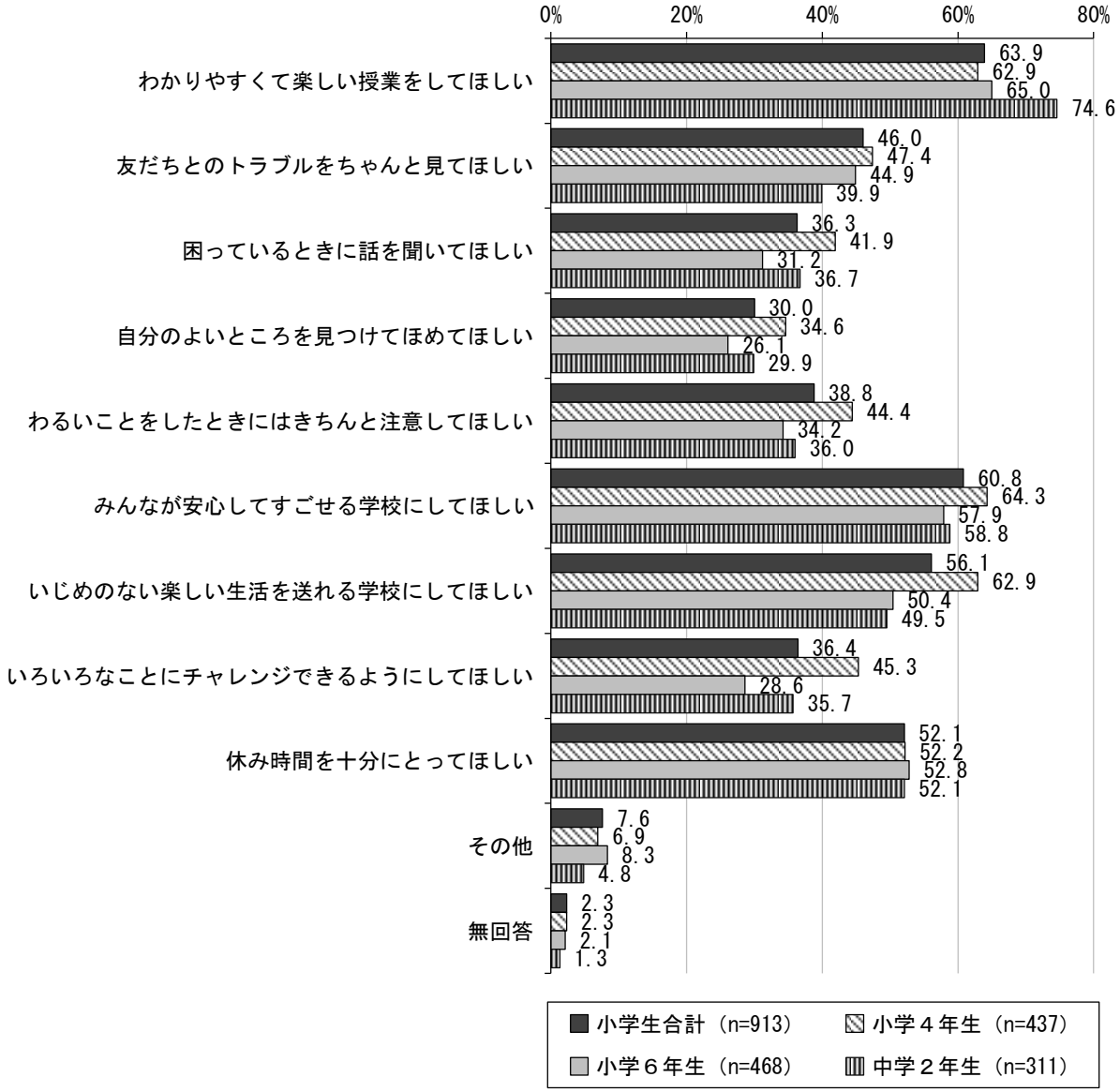
■令和７年度　「全国学力・学習状況調査」



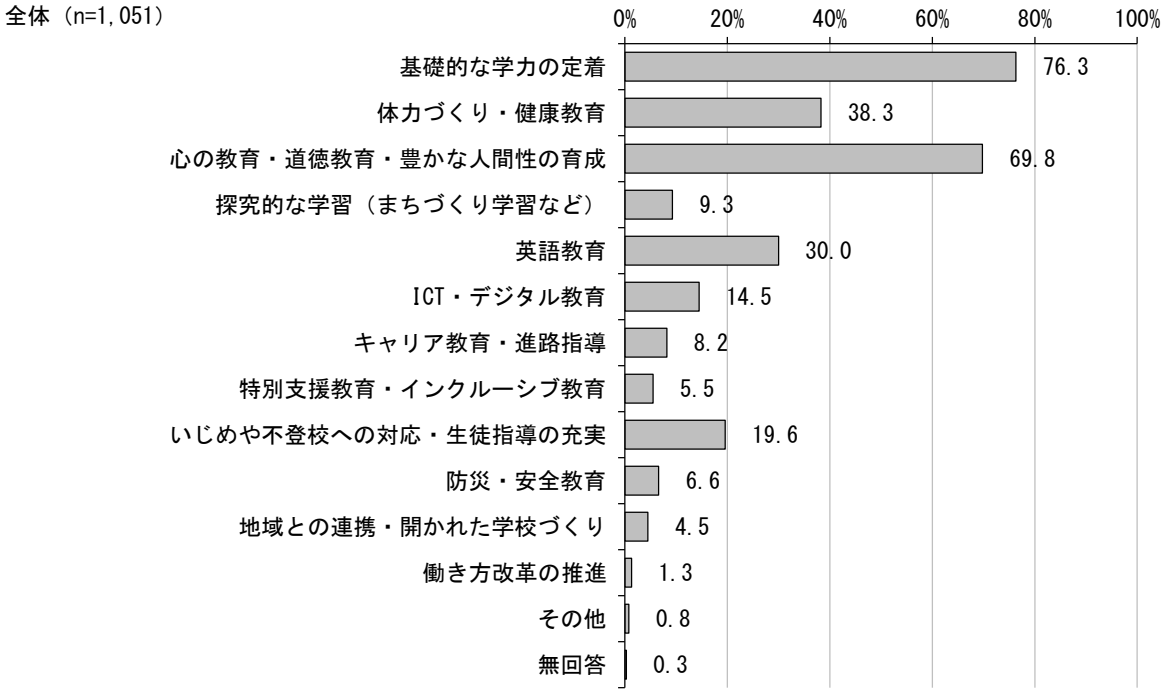

教育指導課 資料

■令和７年度　「武蔵村山市　教育についてのアンケート調査」

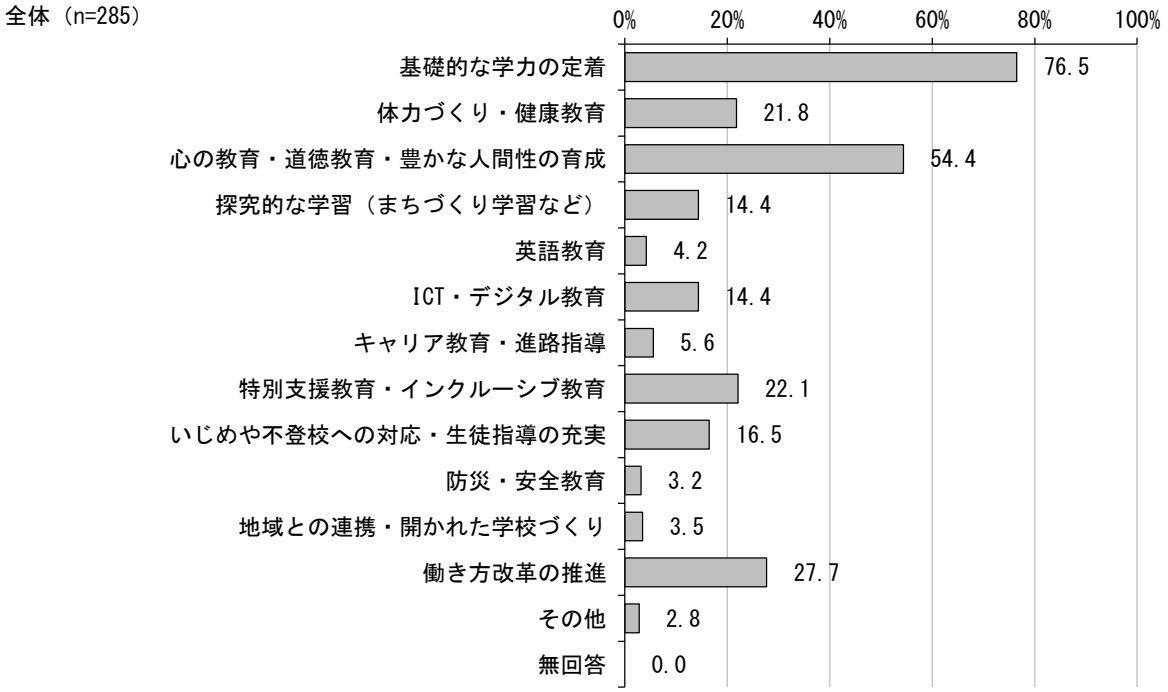
・学校や先生にどんなことをしてほしいと思っているか【児童生徒】



・学校教育で力を入れてほしいと望むもの【保護者】




・学校教育で力を入れてほしいと望むもの【教職員】



## （２）心身の健やかな成長に向けた教育

自他の生命を尊重する精神や規律ある生活態度など、社会の一員として生きていくために必要な価値観や行動規範を育むことが求められており、道徳教育の充実が一層重要となっています。また、生涯にわたり心身ともに健やかに生活を送る上での基礎となる体力の向上や健康習慣の育成とともに、心身の豊かさであるウェルビーイングの視点を踏まえた教育の重要性が高まっています。

本市では、児童・生徒の豊かな心の育成を目指し、学習指導要領の趣旨を踏まえながら、教育活動全体を通じた計画的な道徳教育を推進してきました。また、小・中学校においては、「道徳授業地区公開講座」を実施するなど、家庭や地域と連携した取組を通じて、道徳教育の充実に努めています。

さらに、児童・生徒の発達段階に応じ、小学校における体験的な学習や中学校での職場体験等、多様な体験活動を通じて、学校・家庭・地域が連携しながら、豊かな人間性や社会性を育む取組を進めてきました。

一方で、規範意識の低下や人間関係の希薄化などが指摘される中、基本的な生活習慣の定着を図るとともに、公共の精神や人権尊重の意識を育み、思いやりや共感性を備えた豊かな人間性の育成を一層推進していく必要があります。

また、いじめについては、重大な人権侵害であるとの認識を児童・生徒に徹底するとともに、実態の把握に努め、学校全体で組織的かつ継続的に対応していくことが重要です。さらには、不登校や心理的課題の多様化・複雑化に対応するため、スクールカウンセラー（ＳＣ）*やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）*等専門職との連携を強化し、関係機関と協働した支援体制の充実を図る必要があります。

そして健康・体力の面では、体育の授業をはじめとする教育活動全体を通じて、運動習慣の定着や体力の向上に取り組むとともに、体力テストの結果を活用し、実態に応じた指導の改善を進めてきました。

今後は、心の不調や生活習慣の乱れ、デジタル機器の利用拡大に伴う影響など、多様化する健康課題への対応が求められています。また、生活様式の変化により体力の低下傾向が見られることから、継続的な運動機会の確保や指導を通じた改善を図ることが重要です。

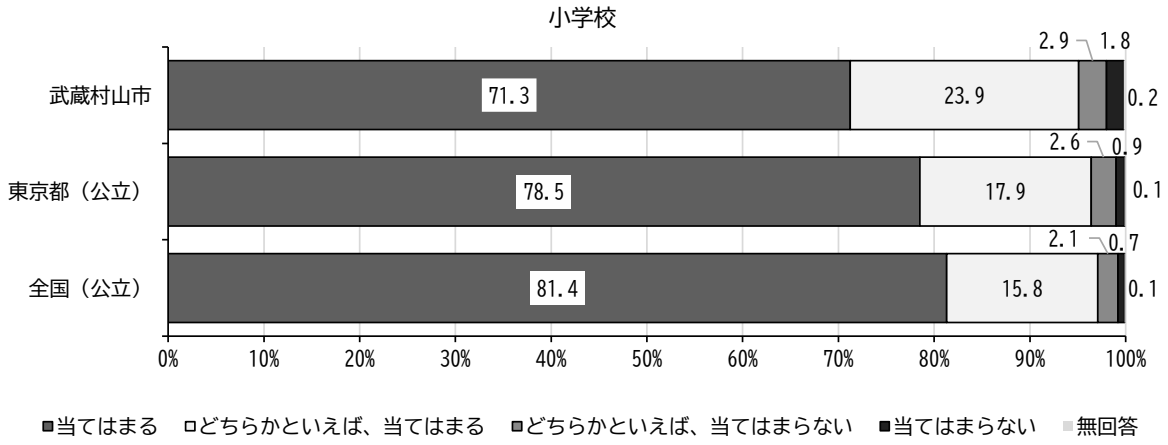
---

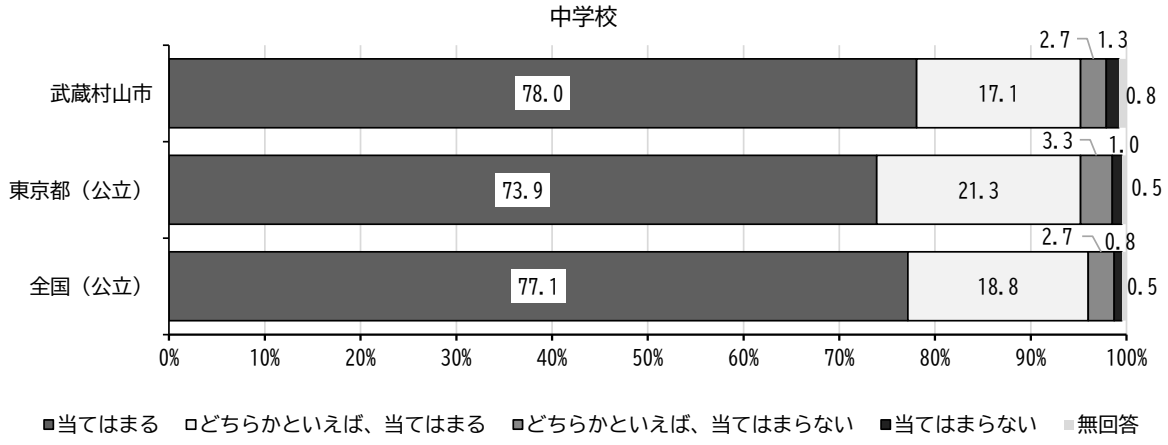
**スクールカウンセラー（ＳＣ）**：児童・生徒の不安や悩みに対し、心理に関する専門的知見を基に相談支援を行う専門職

**スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）**：福祉の専門的知識を活用し、児童・生徒が抱える家庭環境や生活上の課題に対して支援を行う専門職

■令和７年度　「全国学力・学習状況調査」

問　いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。




※数値は四捨五入しており、数値の合計が100%にならない場合がある

教育指導課 資料

## （3）学校・家庭・地域の連携・協働

社会の複雑化・多様化が進み、子供を取り巻く環境が大きく変化する中で、教育は学校だけでなく、家庭や地域など社会全体が連携して担うことが一層重要となっています。それぞれが役割を分担しながら協働し、地域全体で子供の成長を支える体制を構築するとともに、学校が抱える課題の複雑化にも対応していく必要があります。また、子供や保護者の抱える課題に対応するため、福祉分野等とも連携したアウトリーチ的視点*を取り入れた支援の充実も求められています。

本市では、学校・家庭・地域が協働・連携し、子供たちが主体的に社会を生きる力を育む取組を進めてきました。また、地域人材の活用や関係機関との連携により、学習支援や体験活動の充実を図るとともに、ＩＣＴの活用による家庭・地域への情報発信にも取り組んでいます。

さらには、障害のある子供や発達状況が気になる乳幼児一人一人のニーズに応じた支援を行うため、関係機関との連携や巡回指導・相談員の派遣等により、相談・指導等の支援及び療育体制の充実に努めています。

また、学校の教育活動や安全確保等において、保護者や地域住民によるボランティア活動が組織的に展開されており、地域ぐるみで子供を育てる取組が定着しています。今後は、担い手の確保や参加しやすい仕組みづくりを進め、こうした活動の持続・発展を図ることが重要です。

今後も、社会全体で教育に関わる意識を高めるとともに、市内全小・中学校で導入しているコミュニティ・スクールの充実を図り、学校と地域が課題を共有し協働する「地域とともにある学校づくり」を一層推進していく必要があります。

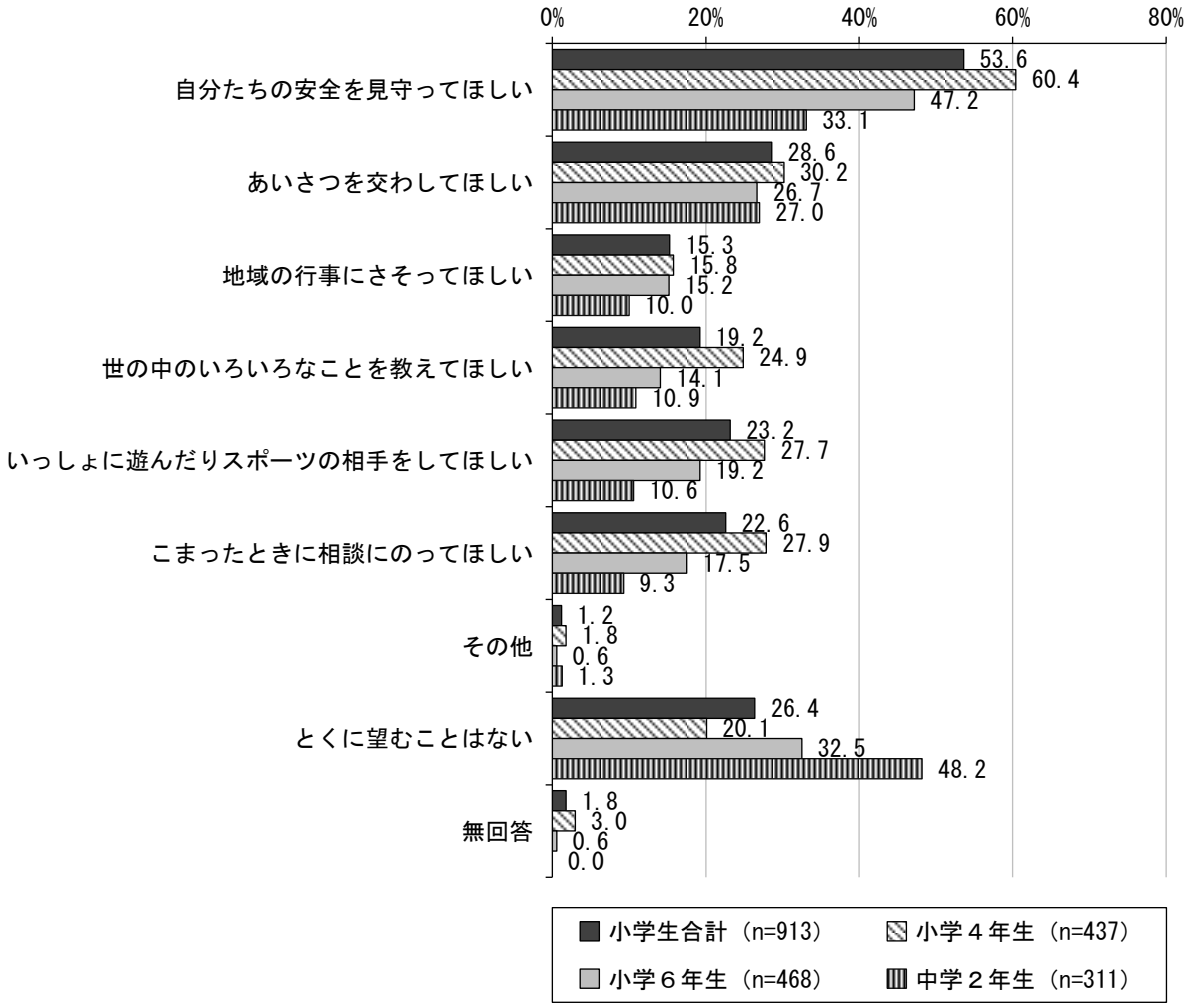
また、家庭教育の重要性を踏まえ、保護者の自主性を尊重しつつ、学習機会や情報提供の充実を図ることが求められます。

---

**アウトリーチ的視点**：支援を必要とする人が相談機関へ来るのを待つのではなく、支援者側が地域や家庭へ積極的に働きかける考え方

■令和７年度　「武蔵村山市　教育についてのアンケート調査」

・あなたの住んでいる地域の大人にどんなことを望みますか【児童生徒】



## （４）時代に対応した学校教育の質の向上と教育環境の整備

児童・生徒の可能性を最大限に引き出す教育を実現するためには、社会の変化や多様なニーズを踏まえ、学校運営の高度化や教員の指導力・専門性の向上を図るとともに、ＩＣＴの効果的な活用など、教育ＤＸを通じた業務の効率化や働き方改革の推進が重要です。

本市では、全小・中学校においてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）*を導入し、地域との協働による教育活動の充実を図るとともに、基礎的・基本的な学力の定着や主体的に学ぶ態度の育成に取り組み、保護者や地域から信頼される学校づくりを推進してきました。

また、小中一貫教育を通じて「人間力」の育成を目指し、「知的能力」「対人関係力」「自己制御力」の調和のとれた児童・生徒の育成に取り組んできました。

さらには、教員研修の充実や校種間の連携強化を図るとともに、「小中一貫教育の日」を活用した授業交流などを通じて、指導の質の向上を進めています。

今後は、教員の資質・能力の向上を計画的に図るとともに、学校評価の活用や校内体制の強化により、学校経営の改善と教育の質の持続的な向上を図る必要があります。また、スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）等の専門職との連携を含めた「チームとしての学校」の理念に基づく学校の運営力強化も重要です。

教育施設については、これまで老朽化対策や教育内容の変化に対応した整備を進め、安全性の確保や学習環境の改善を図ってきました。今後は、「学校施設長寿命化計画*」に基づく計画的な改修・更新を着実に進めるとともに、避難所機能の強化やバリアフリー化の推進、さらには多様な学びに対応した柔軟な空間整備など、時代の要請に応じた教育環境の充実を図っていく必要があります。

また、ＧＩＧＡスクール構想の進展を踏まえ、学習者用端末や通信環境の安定的な運用に加え、端末更新やネットワークの高度化などを含めた持続可能なＩＣＴ環境の整備が求められるとともに、ＡＩの活用やその危険性などにも対応していく必要があります。あわせて、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、デジタル教材や学習データの活用を進めるとともに、教員のＩＣＴ指導力の向上や支援体制の充実を図る必要があります。

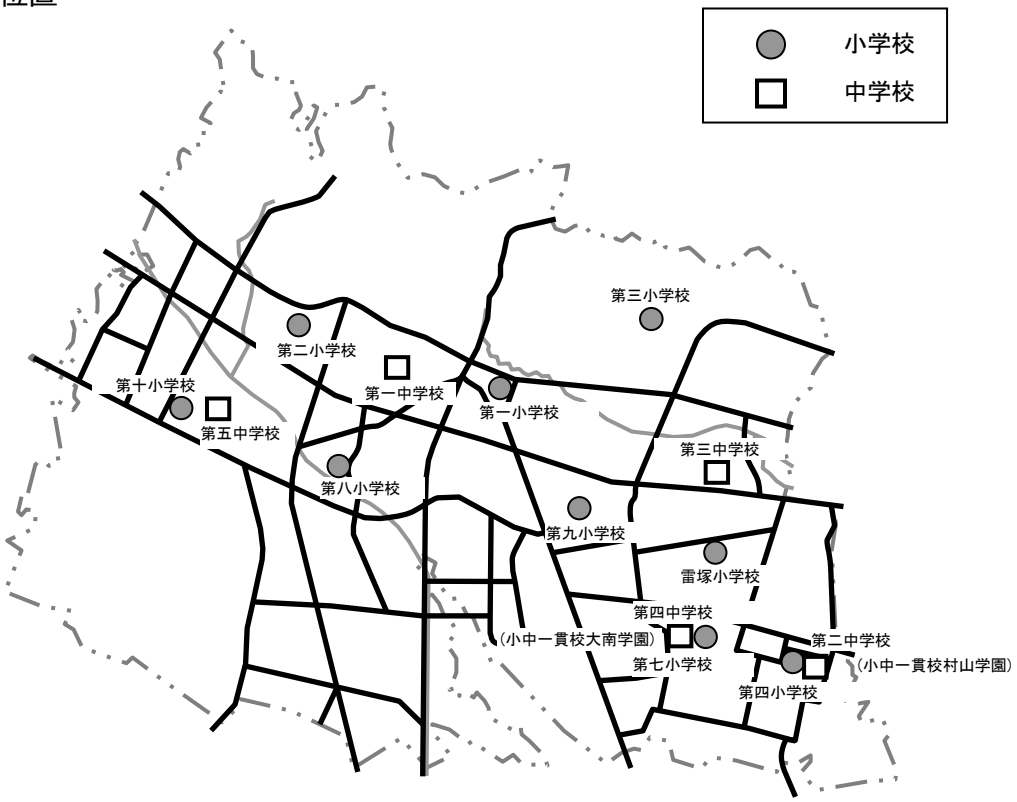
このほか、児童・生徒数の変動や地域特性を踏まえた学校規模の適正化を進めるとともに、地域資源を生かした特色ある教育活動の充実が求められています。また、経済的な事情により就学が困難な家庭に対しては、引き続き適切な支援を講じていく必要があります。

一方、教員の働き方改革については、校務のデジタル化や業務の効率化、外部人材や専門職の活用等により、負担軽減を一層進めていくことが重要です。また、管理職やメンターによる校内での相談をはじめ、教育委員会事務局、指導主事及び教育センター教授への相談体制を整えるとともに、ハラスメントに関する相談にも対応するなど、教員が安心して職務に取り組める環境の整備を図ってきました。今後も、教員が子供と向き合う時間を確保するとともに、職務のやりがいや専門性を高める環境づくりを進めることで、教職の魅力向上とウェルビーイングの実現を図り、持続可能な学校運営につなげていく必要があります。

---

**学校施設長寿命化計画**：学校施設を安全かつ良好な状態で維持するため、計画的な改修や更新を行い、施設の長寿命化を図る計画。老朽化対策だけでなく、バリアフリー化や防災機能の強化、学習環境の向上も重要な視点となっている。

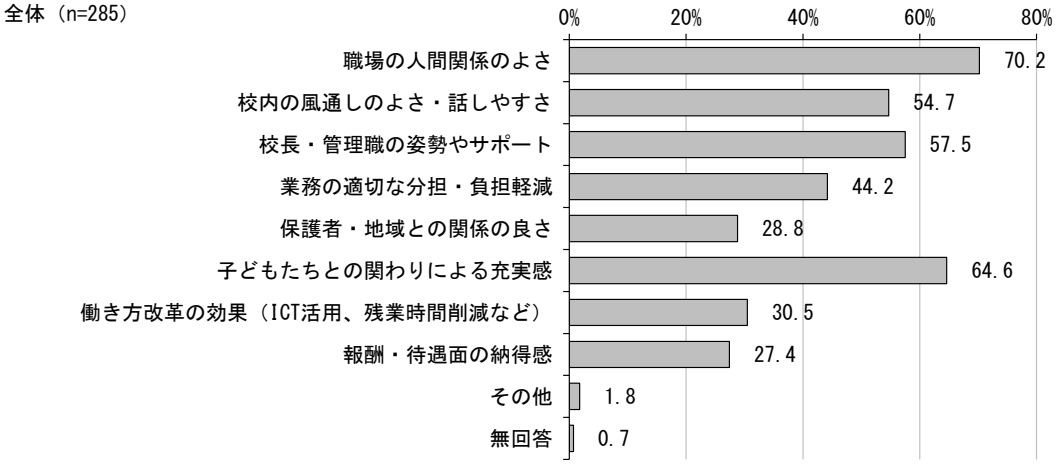
■学校教育施設位置




教育総務課 資料

■令和７年度　「武蔵村山市　教育についてのアンケート調査」

・働きがいに影響していると思う要因【教職員】




・日々の勤務において、業務量が多い（多忙である）と感じるか【教職員】

| （%） | | 問7　日々の勤務において、業務量が多い（多忙である）と感じること | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | n | 非常に多忙で、常に時間に追われている | ある程度多忙だが、なんとか対応できている | あまり多忙とは感じない | 業務に余裕があると感じる | よくわからない | 不明・無回答 |
| 年齢 | 全体 | 285 | 30.9 | 58.6 | 7.0 | 1.8 | 1.4 | 0.4 |
| | 20歳代 | 64 | 28.1 | 59.4 | 7.8 | 3.1 | 1.6 | - |
| | 30歳代 | 82 | 35.4 | 59.8 | 3.7 | - | - | 1.2 |
| | 40歳代 | 70 | 34.3 | 57.1 | 5.7 | 1.4 | 1.4 | - |
| | 50歳以上 | 68 | 23.5 | 58.8 | 11.8 | 2.9 | 2.9 | - |

## （５）生きがい・ふれあいを育む生涯学習

人生１００年時代の到来を念頭に、個人が生涯にわたり学び続け、その成果を自己実現や地域や社会に還元していくことが求められています。また、多様化するライフスタイルや価値観に対応し、誰もが年齢や状況にかかわらず学びにアクセスできる環境を整えるとともに、学びを通じてウェルビーイングの向上を図る視点も重要です。

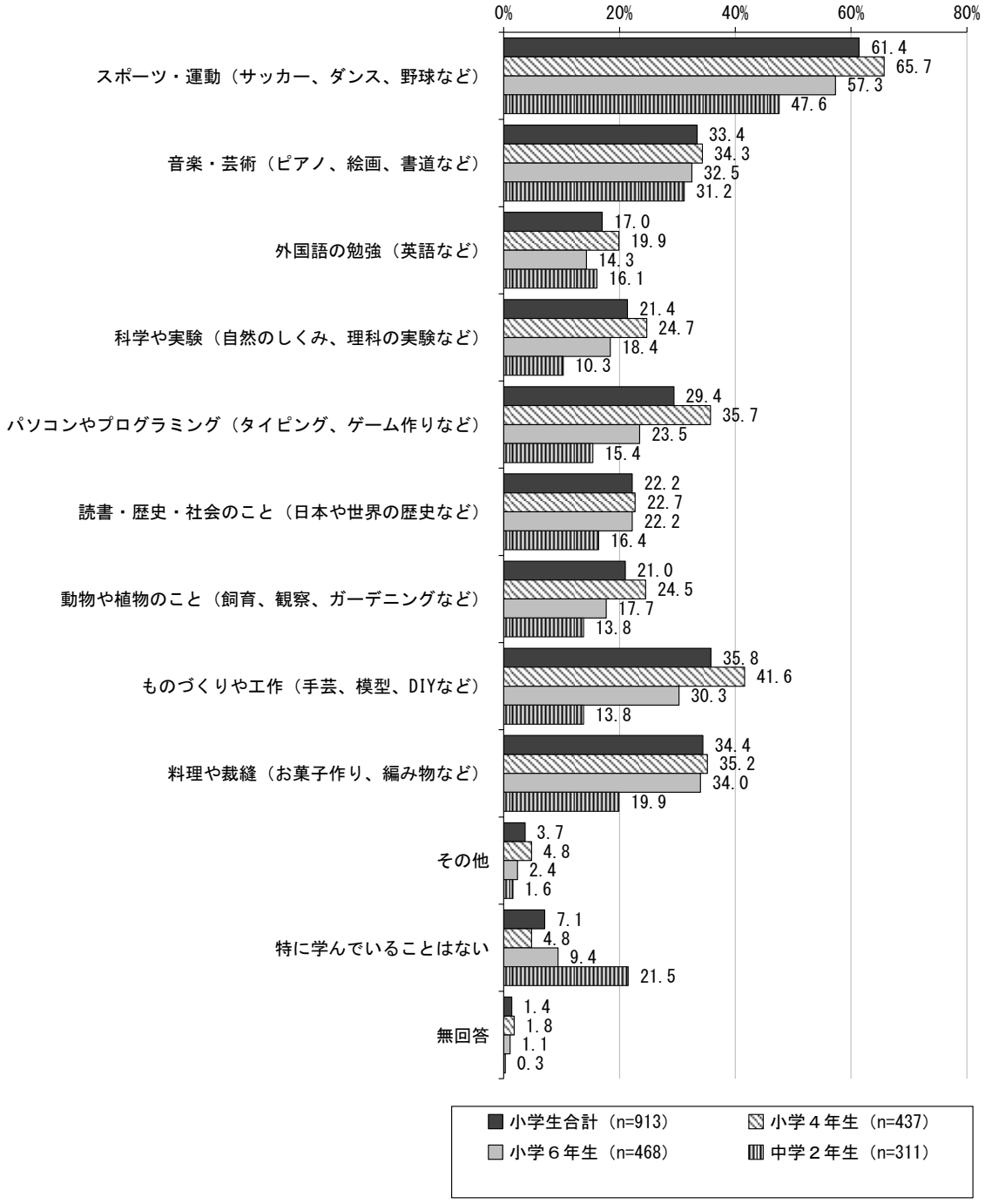
本市では、市民の継続的な学習活動や社会参加を支えるため、推進体制の整備をはじめ、出前講座の充実や多様な学習機会の提供、活動の場の確保などに取り組んできました。

また、市内の地区会館、公民館、図書館、地区図書館、市民会館（さくらホール）等の施設を生涯学習拠点と位置付け、学習情報の発信とともに、市民の学びや交流の場としての活用を図ってきました。今後は、多様なニーズに対応した講座の充実やデジタル化を含めた利用しやすい仕組みの構築とともに、市民の多様な学習活動への支援を一層推進していく必要があります。

さらに、図書館においては、学校図書館との連携を図りながら、子供から大人まで幅広い世代の読書活動の推進に努めてきました。今後は、子供の主体的な読書習慣の形成に向け、子供読書活動推進計画等を踏まえた取組を推進するとともに、電子書籍の活用や読書環境の多様化への対応を含め、誰もが読書に親しむことができる環境づくりを強化していくことが求められています。

■令和７年度　「武蔵村山市　教育についてのアンケート調査」

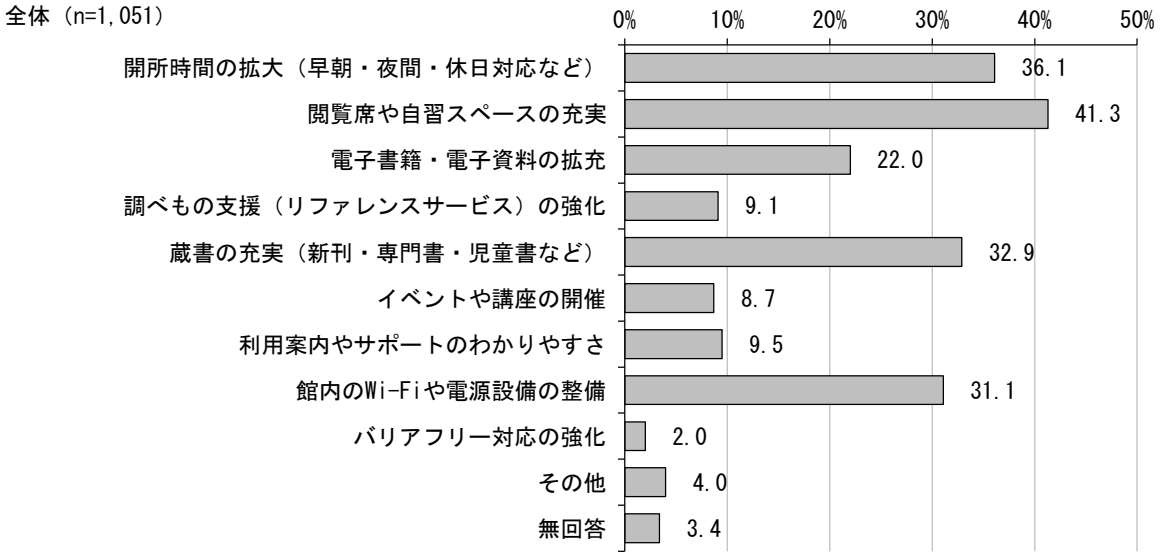
・学校外で興味を持って学んでいること【児童生徒】



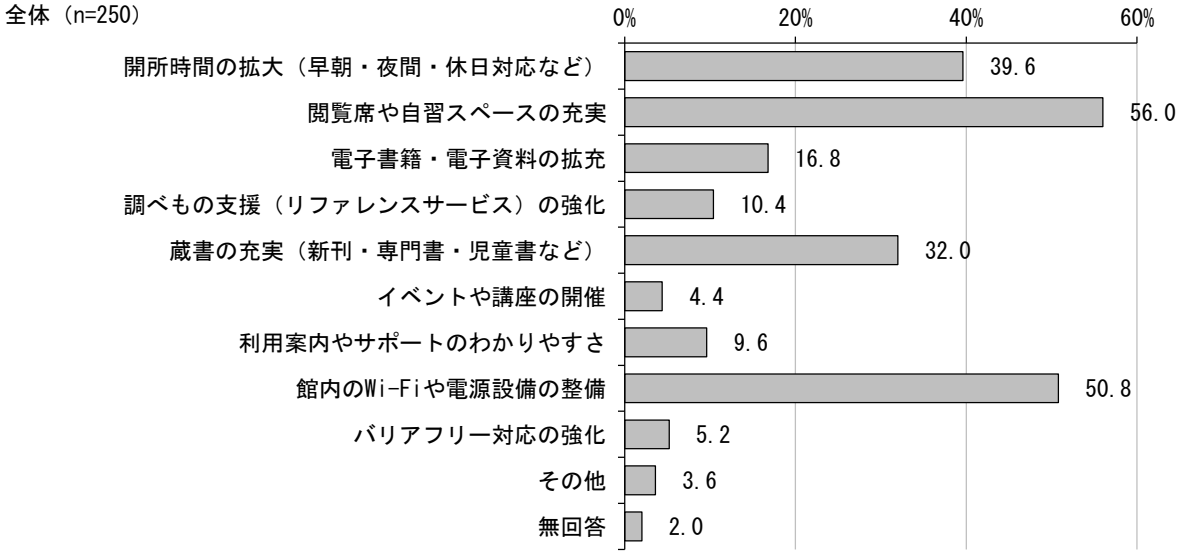
■令和７年度　「武蔵村山市　教育についてのアンケート調査」

・図書館サービスの向上に向けて、重視する点

【保護者】




【青少年】



## （6）スポーツ・レクリエーションを楽しむ環境づくり

スポーツは健康で活力ある生活の実現に寄与するだけでなく、人と人とのつながりを生み、地域の一体感を醸成する重要な役割を担っています。また、スポーツを通じた交流や共通の体験を通じた一体感の醸成は、地域の魅力向上や活力の創出にもつながるものとして、その意義が一層注目されています。

スポーツやレクリエーション活動は、体力の維持・向上や心身のリフレッシュに資することから、市民の関心は高い一方で、年齢やライフスタイルに応じた多様なニーズへの対応が求められています。近年では、健康志向の高まりや共生社会の実現に向け、誰もが参加しやすい環境づくりも重要となっています。

本市では、総合体育館を中心に、各種スポーツ・レクリエーション事業の充実を図り、市民の健康づくりや体力向上を支援する取組を推進してきました。また、スポーツを通じて心身ともに豊かな生活を実現することを目指し、スポーツ都市宣言の理念のもと、継続的な施策展開に努めています。

さらに、住民全体で運営される武蔵村山市総合型地域スポーツクラブ（よってかっしぇクラブ）の活動を支援するなど、地域に根差したスポーツ活動の基盤づくりを進めてきました。

今後も引き続き「第二次スポーツ推進計画」に基づき、誰もが気軽にスポーツやレクリエーションに親しむことができる環境の整備を進める必要があります。特に、これまで運動習慣の少なかった層への働きかけや、日常生活の中で継続的に体を動かす機会の創出を図ることが重要です。

また、部活動の地域連携・地域移行の動向を踏まえ、学校と地域が連携した持続可能なスポーツ環境の構築が求められるとともに、本市におけるスポーツの在り方を検討していく必要があります。

一方、新たに誕生したスポーツや近年注目されているスポーツに触れる機会を創出するため、関係機関や各種団体等との連携を図り、多様なスポーツに親しむことができる取組を進めていく必要があります。

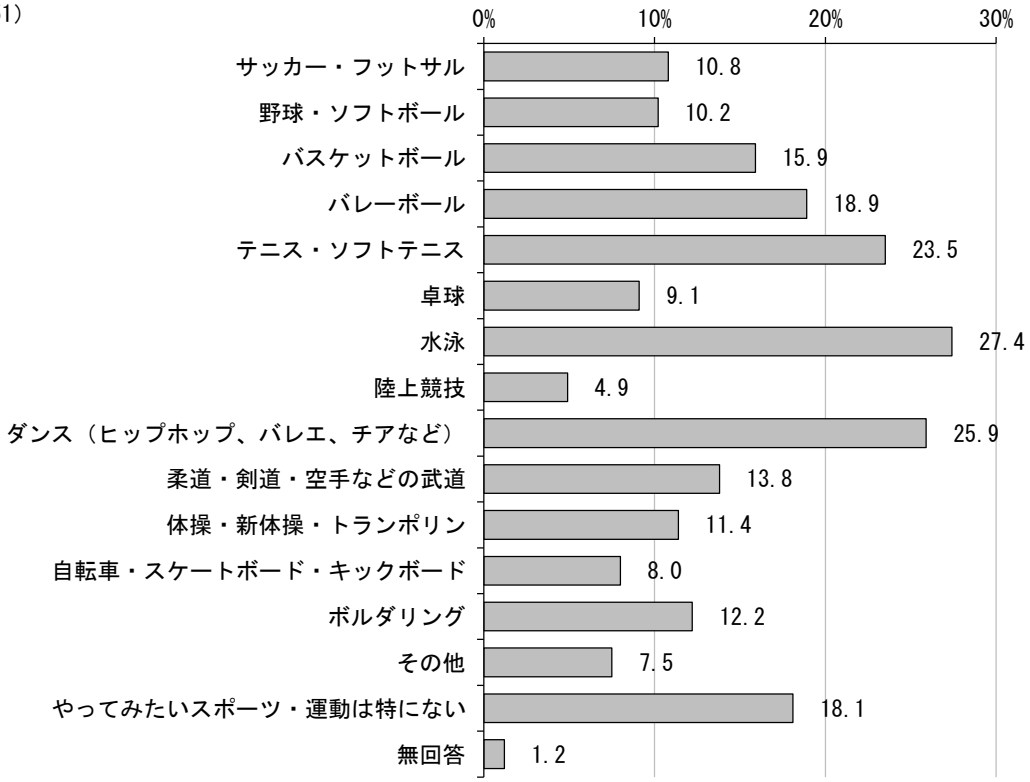
さらには、デジタル技術や多様な情報発信手段を積極的に活用し、様々なスポーツへの参加や観戦のきっかけづくりを促進するとともに、誰もが継続的にスポーツに関わることができる環境の整備を進めていくことが重要です。

■令和７年度　「武蔵村山市　教育についてのアンケート調査」

・あなたがやってみたいスポーツ・運動の分野

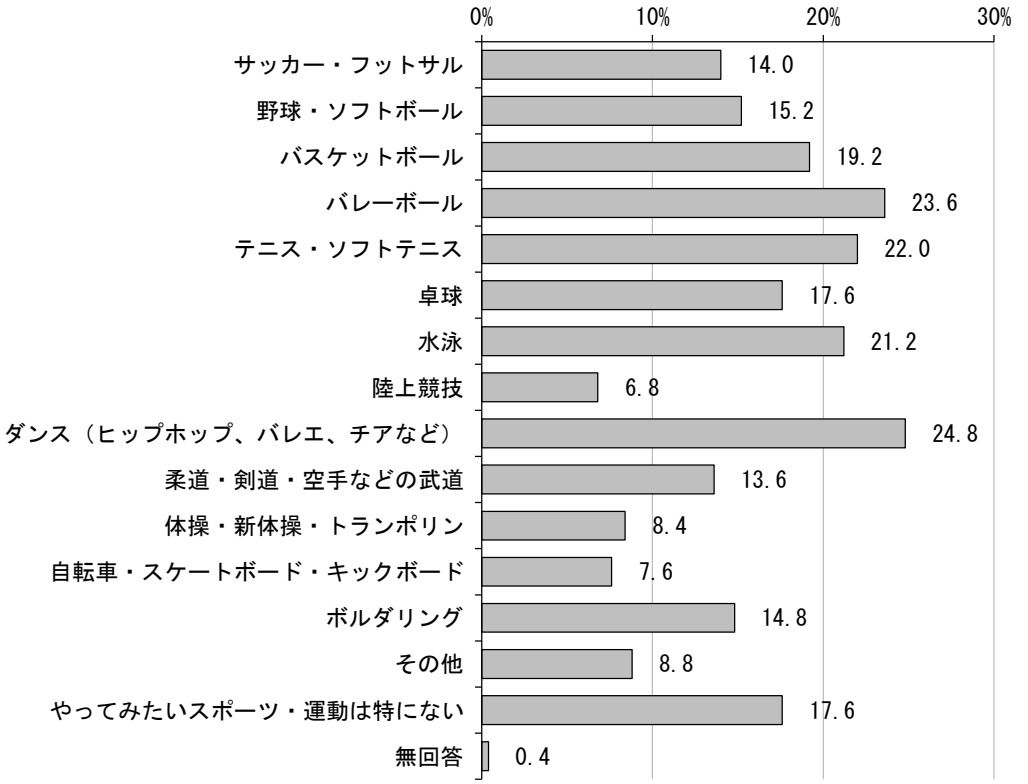
【保護者】

全体（n=1,051）




【青少年】

全体（n=250）



■体育施設利用状況

（単位：回）

| 施設名 | | 利用状況 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 |
| 総合運動公園運動場 | 第１ | ６５０ | ６６７ | ６３３ |
| | 第２ | ３９９ | ４３３ | ４６４ |
| | 第３ | ４６６ | ４１４ | ４９０ |
| 野山北公園運動場 | | ２５４ | ２３３ | ２５０ |
| 雷塚公園野球場 | | ５９０ | ５８５ | ５８２ |
| 大南公園野球場 | | ５８３ | ５６９ | ６５０ |
| 雷塚公園庭球場 | | １，００５ | ９９９ | ６６４ |
| 大南公園庭球場 | | ２，０９６ | １，９５３ | １，３８８ |
| 三ツ木庭球場 | | １，６３１ | １，６６０ | １，６５９ |
| 野山北公園プール | | ６，９０１人 | ６，１７７人 | ５，７７２人 |

スポーツ振興課 資料

■スポーツ・レクリエーション活動各種大会の児童参加状況

（単位：人）

| 大会名 | 参加状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和５年度 | | 令和６年度 | | 令和７年度 | |
| | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 |
| 少年野球大会 | １４５ | | １３７ | | １６２ | |
| 少年少女サッカー大会 | １９５ | ３７ | １５３ | ３７ | １５１ | ２９ |
| 少年少女ドッジボール大会 | ３７８ | ５６ | ３８５ | １０２ | ３１９ | ９４ |

※　少年野球大会は、男女混合チームでの参加のため、男女別参加状況は集計していない。

スポーツ振興課 資料

### （7）次世代に継承する文化財の保護・保存、活用

本市には、縄文時代の吉祥山遺跡をはじめとする埋蔵文化財や、長い歴史の中で受け継がれてきた有形・無形の文化財が数多く存在しており、これらは地域の歴史や文化を象徴する貴重な資産として、適切な保護・保存に努めてきました。こうした文化財は、市民共有の財産であるとともに、地域への愛着や誇りを育む重要な基盤となっています。

また、歴史民俗資料館を中心に、文化財の展示活動や調査・研究を進めるとともに、講座や体験事業などを通じて、その価値や魅力を広く発信してきました。近年では、デジタル技術の活用による資料の記録・公開や、誰もがアクセスしやすい情報提供なども求められており、文化財の保存とともに積極的な活用を進めていくことの重要性が高まっています。

一方で、都市化の進展や人口構造の変化、担い手の高齢化などにより、地域に伝わる文化や文化財の維持・継承が困難になりつつあります。こうした状況を踏まえ、文化財を適切に守り伝えていくためには、地域住民や関係団体と連携した保存・継承の仕組みづくりが必要です。

今後は、文化財に対する市民の理解と関心を一層高めるため、歴史や伝統に触れる多様な機会の提供を進めるとともに、学校教育との連携を通じた普及啓発の推進が必要です。また、文化財を地域資源として捉え、観光やまちづくりとの連動を図るなど、その活用の幅を広げていくことも重要です。

地域に根付く伝統文化を次世代へ確実に引き継いでいくため、子供たちが実際に体験し実物を見て学ぶ機会の充実を図るとともに、保存活動を担う人材の育成や活動を支援していくことが求められています。また、文化財保護の意義に対する理解を深め、地域全体で支える意識の醸成を図っていく必要があります。

■指定文化財一覧

令和９年３月末現在

| 指定種類 | 名　称 | 所在地 | 所有者又は保持者等 | 指定年月 |
|---|---|---|---|---|
| 都指定<br>無形文化財 | 村山大島紬 | 本町二丁目 | 村山織物協同組合 | 昭和４２年３月 |
| 都指定無形<br>民俗文化財 | 双盤念仏(薬師念仏鉦はり) | 三ツ木三丁目 | 薬師念仏鉦はり保存会 | 平成３年３月 |
| 市指定<br>有形文化財 | 眞福寺梵鐘 | 中藤一丁目 | 眞福寺 | 昭和５１年４月 |
| | 眞福寺格天井花鳥画 | | | |
| | 指田日記 | 本町五丁目 | 武蔵村山市 | 昭和５１年４月<br>平成１５年６月 |
| 市指定有形<br>民俗文化財 | 細田山庚申塔 | 三ツ木三丁目 | 慈眼寺 | 昭和５１年４月 |
| | 大日堂庚申塔 | 神明三丁目 | 個人所有 | |
| 市指定史跡 | 三本榎 | 榎三丁目 | 武蔵村山市 | |
| 市指定旧跡 | 地頭大河内氏墓 | 本町三丁目 | 長圓寺 | |
| 市指定無形<br>民俗文化財 | 三ツ木天王様祇園ばやし | 三ツ木五丁目 | 三ツ木天王様祇園ばやし保存会 | |
| | 重松囃子 | 中央三丁目 | 萩赤重松囃子保存会 | |
| | 横中馬獅子舞 | 本町三丁目 | 横中馬獅子舞保存会 | |
| 市指定有形<br>民俗文化財 | 神明ヶ谷戸大日堂の大日如来像 | 神明三丁目 | 個人所有 | 平成７年１２月 |
| | 堂山墓地の如意輪観音像 | 神明二丁目 | 眞福寺 | |
| | 原山の馬頭観世音菩薩 | 中央二丁目 | 個人所有 | |
| 市指定<br>有形文化財 | 萩ノ尾薬師堂の宝篋印塔 | 中央三丁目 | 萩ノ尾薬師堂 | |
| 市指定有形<br>民俗文化財 | 猿久保尾根の庚申塔 | 岸三丁目 | 禅昌寺 | |
| 市指定<br>有形文化財 | 村山織物協同組合事務所 | 本町二丁目 | 村山織物協同組合 | 平成１３年１２月 |
| 市指定無形<br>民俗文化財 | 谷津仙元神社富士講 | 中藤三丁目 | 仙元神社富士講谷津講社 | |
| 市指定<br>有形文化財 | 屋敷山遺跡出土人面装飾付土器（把手部位破片） | 本町五丁目 | 武蔵村山市 | 平成１５年６月 |
| | 屋敷山遺跡出土中世常滑窯大甕 | | | |
| 市指定旧跡 | 東京陸軍少年飛行兵学校跡地 | 大南三丁目 | 武蔵村山市<br>禅昌寺 | 平成１９年７月 |
| 市指定<br>有形文化財 | 乙幡市郎右衛門家文書 | 本町五丁目 | 武蔵村山市 | 平成２７年７月 |
| | 内野佐兵衛家文書 | | | |
| | 渡辺源蔵家文書 | | | |
| 市指定<br>有形文化財 | 増尾家文書 | 本町五丁目 | 武蔵村山市 | 令和８年６月 |

文化振興課 資料

## （８）教育財産の計画的な管理と有効活用の推進

市が保有する公共施設のうち、学校教育施設や社会教育･文化施設は大きな比重を占めており、これまでも放課後活動やスポーツ、学習・交流の場として多面的な活用が図られてきました。

近年は、人口減少や施設の老朽化が進行する中、限られた財源で施設を維持・更新していくため、計画的かつ効率的なマネジメントの重要性が一層高まっています。

学校教育施設の管理に当たっては、将来の児童・生徒数の動向や地域コミュニティの在り方、防災拠点としての機能などを総合的に勘案し、維持管理手法の工夫による長寿命化をはじめ、将来の用途変更を見据えた柔軟な整備、集約化など、多様な手法を組み合わせながら持続可能な施設運営を図っていくことが求められます。

また、学校施設は地域に身近な公共資源であり、教育活動の場としての役割に加え、市民の学習活動や交流、防災機能など、多様な役割を担う拠点としての活用が期待されています。今後は、地域ニーズを踏まえた施設の開放や運営方法の工夫を進めていくことが重要です。

さらには、デジタル化の進展や脱炭素化への対応を踏まえ、施設管理の効率化や環境負荷の低減にも配慮しながら、質の高い公共サービスの提供につなげていくなど、多角的な視点から有効に活用を図ることが求められています。

## （９）教育委員会と関係機関との一層の連携

近年、子供や家庭を取り巻く環境は大きく変化し、いじめや不登校、貧困、虐待など、課題が複雑化・多様化しています。こうした中、学校のみでの対応には限界があり、福祉や医療、心理、法など専門的知見を生かした支援が不可欠となっています。

一方、生涯学習の分野においても、多様なニーズに対応しつつ、長期的な視野に立った施策展開が求められており、関係部局や地域と連携しながら、総合的に推進していく必要があります。

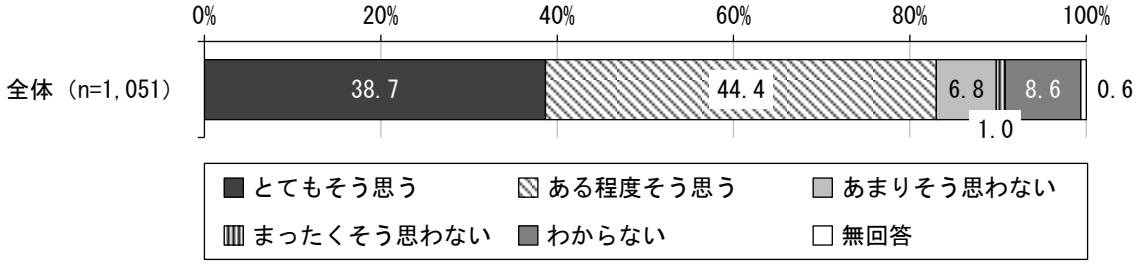
本市では、地方公共団体の長と教育委員会で構成する総合教育会議を通じて、教育施策に関する方向性の共有や課題の整理を行い、相互の連携を図ってきました。

また、令和５年４月に施行された「こども基本法」を踏まえ、子供や若者の視点を尊重した計画の策定をはじめ、こども政策との一体的な推進の重要性が一層高まっています。

今後も、教育委員会と市長部局に加え、福祉・保健・子育て支援等の関係機関との連携を一層強化するとともに、市全体で多様化・複雑化する教育課題への対応していく必要があります。

■令和７年度　「武蔵村山市　教育についてのアンケート調査」

学校におけるいじめ、保護者対応、教職員の働き方など、法的な視点で専門的に支援する「スクールロイヤー（学校弁護士）」の導入が必要と思うか【保護者】



## ４　計画の方向性

教育大綱の基本理念及び基本方針は本市の教育行政を推進するための基本指針であることから、教育大綱の基本理念及び基本方針を、本計画の基本理念及び基本方針として位置付けます。

また、教育委員会は次のとおり教育目標を定め、教育目標の実現に向けて取り組むべき具体的な教育施策を体系的に定めます。

■教育目標

武蔵村山市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、我が国と郷土の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、以下の「教育目標」を制定する。

学校教育においては、家庭における教育の成果を基盤としながら、児童・生徒が、豊かな心をもち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるようにするために、

○　自ら学び、主体的に判断し、創造力豊かに、よりよく問題を解決しようとする子供
○　思いやりと協力を重んじ、規範意識及び公共の精神に基づき、進んで社会の形成に参画しようとする子供
○　生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与しようとする子供
○　伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に貢献しようとする子供

の育成を重視する。

社会教育においては、あらゆる場所における学習を通して、市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするために、

○　自ら進んで、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と健やかな身体を養おうとする人間
○　個人の尊厳を重んじるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の発展に寄与しようとする人間
○　生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与しようとする人間
○　伝統と文化を継承し、我が国と郷土を愛するとともに、新しい文化の創造及び世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする人間

を育成する生涯学習社会の実現を目指す。

上記の教育目標の達成に向けて、武蔵村山市教育委員会は、児童・生徒及び市民のための教育が、家庭・学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われることを目指して、施策の充実を図っていく。

平成２３年１２月 教育委員会決定

# 5　施策体系

| 基本方針 | 基本施策 | 具体的施策 |
|---|---|---|
| 1　生きる力を育む教育の推進 | ⑴　豊かな心を育む教育の推進 | ①　人権教育の推進【重点】 |
| | | ②　道徳教育の充実【重点】 |
| | | ③　体験・鑑賞活動の充実 |
| | ⑵　学力向上策の推進 | ④　確かな学力の定着【重点】 |
| | | ⑤　読書活動の推進と言語能力の育成 |
| | ⑶　健康な身体や体力を育む教育の推進 | ⑥　体力向上策の推進【重点】 |
| | | ⑦　食育の充実 |
| | | ⑧　心と身体の健康管理の充実 |
| | ⑷　社会の変化に対応できる力を育む教育の推進 | ⑨　安全教育の充実【重点】 |
| | | ⑩　ＧＩＧＡスクール構想の推進【重点】 |
| | | ⑪　国際理解教育の充実【重点】 |
| | | ⑫　日本の伝統・文化教育の充実 |
| | | ⑬　キャリア教育の充実 |
| | ⑸　個に応じた支援と指導の充実 | ⑭　特別支援教育の充実【重点】 |
| | | ⑮　不登校への対応・適応指導の充実 |
| | | ⑯　学校における教育相談体制の整備 |
| | ⑹　「学校２０２０レガシー」の継続に向けた取組の推進 | ⑰　「学校２０２０レガシー」の継続に向けた取組の推進 |
| 2　学校・家庭・地域の連携・協働の推進 | ⑴　開かれた学校づくりの推進 | ⑱　コミュニティ・スクールの充実【重点】 |
| | | ⑲　学校公開等の実施 |
| | | ⑳　広報の充実 |
| | ⑵　学校･家庭･地域の協働体制の構築 | ㉑　放課後児童対策パッケージの推進 |
| | | ㉒　家庭教育の支援【重点】 |
| | | ㉓　カリキュラム・マネジメントの推進 |
| | | ㉔　児童・生徒の安全確保【重点】 |

| 基本方針 | 基本施策 | 具体的施策 |
|---|---|---|
| 3　教育の質の向上と教育環境の整備 | ⑴　特色ある学校づくりの推進 | ㉕　小中一貫教育・小中連携教育の推進【重点】 |
| | | ㉖　校内研究の推進 |
| | | ㉗　部活動等の充実 |
| | ⑵　教職員の質の向上と教員の「働き方改革」の推進 | ㉘　教職員研修・研究の充実 |
| | | ㉙　授業改善の推進【重点】 |
| | | ㉚　教員の「働き方改革」の推進【重点】 |
| | ⑶　学校経営力の充実 | ㉛　人材育成の推進 |
| | | ㉜　学校評価の充実【重点】 |
| | ⑷　学校教育環境の充実 | ㉝　学校施設・設備の整備【重点】 |
| | | ㉞　教育機器・教材の整備 |
| | | ㉟　学校ＩＣＴ環境の整備【重点】 |
| | | ㊱　学校規模適正化の推進【重点】 |
| | | ㊲　通学区域と中学校学校選択制の推進 |
| | | ㊳　学校給食の充実【重点】 |
| | | ㊴　経済的支援の実施 |
| 4　自己実現を目指す生涯学習の推進 | ⑴　生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進 | ㊵　生涯学習の推進【重点】 |
| | | ㊶　生涯学習情報の提供と学習機会の充実【重点】 |
| | | ㊷　生涯学習施設・設備の整備 |
| | | ㊸　図書館運営の充実【重点】 |
| | ⑵　スポーツ・レクリエーション活動の推進 | ㊹　スポーツの推進【重点】 |
| | | ㊺　スポーツ施設・設備の整備 |
| | ⑶　郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用 | ㊻　文化財の調査、保護・活用【重点】 |
| 5　教育財産の有効活用の推進 | 教育財産の有効活用の推進 | ㊼　放課後児童対策パッケージの推進に伴う施設の有効活用 |
| | | ㊽　校庭・屋内運動場開放の推進 |

# ６　重点的に取り組む施策

施策の体系の５つの基本方針の下に位置付けた具体的施策の中で、特に重点的に取り組む施策を重点施策とし、今後５年間で重点的・優先的に取り組みます。

| 基本方針 | 重点施策 |
|---|---|
| １　生きる力を育む教育の推進 | ①　人権教育の推進 |
| | ②　道徳教育の充実 |
| | ④　確かな学力の定着 |
| | ⑥　体力向上策の推進 |
| | ⑨　安全教育の充実 |
| | ⑩　ＧＩＧＡスクール構想の推進 |
| | ⑪　国際理解教育の充実 |
| | ⑭　特別支援教育の充実 |
| ２　学校・家庭・地域の連携・協働の推進 | ⑱　コミュニティ・スクールの充実 |
| | ㉒　家庭教育の支援 |
| | ㉔　児童・生徒の安全確保 |
| ３　教育の質の向上と教育環境の整備 | ㉕　小中一貫教育・小中連携教育の推進 |
| | ㉙　授業改善の推進 |
| | ㉚　教員の「働き方改革」の推進 |
| | ㉜　学校評価の充実 |
| | ㉝　学校施設・設備の整備 |
| | ㉟　学校ＩＣＴ環境の整備 |
| | ㊱　学校規模適正化の推進 |
| | ㊳　学校給食の充実 |
| ４　自己実現を目指す生涯学習の推進 | ㊵　生涯学習の推進 |
| | ㊶　生涯学習情報の提供と学習機会の充実 |
| | ㊸　図書館運営の充実 |
| | ㊹　スポーツの推進 |
| | ㊻　文化財の調査、保護・活用 |
| ５　教育財産の有効活用の推進 | ― |

# 第３章　今後５年間で取り組むべき基本施策

## 基本方針１　生きる力を育む教育の推進

自立した一人の人間として生きる力を育む教育を推進するとともに、児童・生徒が豊かな心をもち、確かな学力や健やかな体を身に付けることができるように取り組みます。

また、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成するために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むとともに、情報化や国際化など、急速かつ激しく変化する社会に対応できる力を育む教育を推進します。

### 基本施策（１）豊かな心を育む教育の推進

#### 具体的施策①　人権教育の推進【重点】

- いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめの未然防止及び早期発見、早期解決に向けた取組を推進します。また、あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進するとともに、学校・家庭・地域、関係機関と連携し、児童・生徒にいじめは絶対に許されないことを徹底して指導します。
- 性別、年齢、障害の有無、国籍、宗教及び価値観などは多様であることを理解し、相互に尊重する態度や行動を促すダイバーシティ教育を推進します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 人権教育の推進 | 学校・家庭・地域、関係機関の連携の下に、児童・生徒に、いじめは絶対に許されないことを徹底して指導するとともに、あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進します。 | 教育指導課 |
| 人権教育全体計画の作成 | 児童・生徒が自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さが認められるよう、全ての小・中学校において人権教育全体計画を作成します。 | 教育指導課 |
| ダイバーシティ教育の推進 | 多様性を認め、児童・生徒一人一人が、性差や人種、障害等にとらわれず活躍できる教育を推進します。 | 教育指導課 |

## 具体的施策②　道徳教育の充実【重点】

● 学校・家庭及び地域がそれぞれの役割を発揮し、相互の緊密な連携の下、地域ぐるみで、児童・生徒一人一人を見守り、育てる環境を整備するとともに、様々な学校教育活動を通し、心の教育の充実を図ります。

● 毎年度「道徳授業地区公開講座」を実施し、家庭や地域と連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、道徳教育の一層の充実を図ります。

● 学習指導要領の改訂や義務教育における道徳の教科化を踏まえ、各学校における「特別の教科　道徳」を道徳教育の要の時間と位置付け、各教科等における道徳教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的に道徳的価値や人間としての生き方について自覚を深められるようにするとともに、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 「特別の教科　道徳」及び道徳授業地区公開講座の充実 | 小・中学校における「特別の教科　道徳」の充実を図るとともに、道徳の授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育めるようにします。 | 教育指導課 |
| 各教科等における道徳教育の推進 | 各学校における「特別の教科　道徳」を道徳教育の要の時間と位置付け、各教科等における道徳教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的に道徳的価値や人間としての生き方について自覚を深められるようにするとともに、道徳的実践力を育成します。 | 教育指導課 |



道徳授業地区公開講座（大南学園第七小学校）

## 具体的施策③　体験・鑑賞活動の充実

● 地域の自然や歴史、文化などに直接触れる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動に参加させるとともに、小学校での「水田学習」や「移動教室」、中学校での「職場体験」や「修学旅行」などを通して、子供たちの発達段階に応じた体験活動の充実を図ります。

● 豊かな心や感性を育むために、子供たちの「音楽鑑賞・芸術鑑賞」の充実を図ります。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 小学校での水田学習の実施 | 野山北公園の水田を活用し、体験学習の一環として、市内全小学校５年生による水田学習を実施します。 | 教育指導課 |
| 小学校での移動教室の実施 | 集団での宿泊体験を通して、より良い人間関係を築くとともに、思いやりの心や諦めない気持ちを育むため、市内全小学校６年生による日光移動教室を実施します。 | 教育指導課 |
| 小・中学校での生産体験の実施 | 小・中学校において、学校農園や近隣の農園等を活用して、生産活動を行います。 | 教育指導課 |
| 中学校での移動教室・修学旅行の実施 | 自然との関わりを深めるとともに、最後まで努力する態度を育むため、市内全中学校でスキー教室及び修学旅行を実施します。 | 教育指導課 |
| 音楽鑑賞・芸術鑑賞の実施 | 日頃、接することの少ないオーケストラの生演奏及び演劇の舞台を鑑賞し、豊かな心情を育てるとともに、鑑賞態度を学ぶために、小学校において音楽鑑賞・芸術鑑賞を実施します。 | 教育指導課 |



水田学習（村山学園）



移動教室（雷塚小学校）



音楽鑑賞教室（第三小学校）



スキー教室（第一中学校）

## 基本施策（２）学力向上策の推進

### 具体的施策④　確かな学力の定着【重点】

- 「全国学力・学習状況調査」並びに東京都及び本市による「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等を通して、児童・生徒の学力の定着状況及び「学びに向かう力」等に関する意識を把握・分析します。
- 各学校が学力に関わる諸調査の結果及び授業評価に基づいて「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的改善を図るとともに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るなど、確かな学力の定着を目指します。また、児童・生徒一人一人に確かな学力を身に付けさせるため、その基盤となる学習意欲の向上と学習規律の確立を図ります。あわせて、児童・生徒の自由な発想を伸ばし、長所を引き出す指導や、向上心を高める指導を充実させるとともに、子供の特性や習熟の程度に応じた学習集団を編成するなど、指導方法及び指導体制の工夫・改善に努めます。
- 学力向上策の一環として、小学校漢字検定及び中学校英語検定を実施します。
- 変化の激しい時代を生き抜き、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成するために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、質の高い授業の展開を図ります。
- 家庭での学習が困難又は、学習習慣が十分に身に付いていない児童・生徒を対象に、地域住民等の協力により「地域未来塾」事業を推進し、学習支援を実施します。
- 少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチング及び学習者用端末の活用等を通して、個別最適な学びを実現します。
- 小・中学校で教科学習や様々な体験活動等を実施するに当たり、地域のボランティアの方の知識・技能の提供を受けることにより、学校教育の一層の充実を図るとともに、地域に開かれた学校づくりの充実を図ります。
- 市内全小学校に多様な経験を有する方を補助教員として派遣し、一人一人に目の行き届いた教育を実現するとともに、地域で学校を支える体制づくりに努めます。
- 小・中学校9年間を見通した目標のもと、地域の人材や自然、文化資源を活用した課題解決型の「まちづくり学習」を通じて、地域への愛情と「生きる力」を育むとともに、学校と地域が連携した持続的な地域貢献を促進します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 学力調査の実施 | 児童・生徒の学力向上を図るために、「児童・生徒の学力向上を図るための調査（市調査）」、「全国学力・学習状況調査（国調査）」を実施し、成果を検証するとともに、課題の把握・分析をします。 | 教育指導課 |
| 授業改善推進プランの作成・活用 | 国、東京都、本市の学力調査の結果及び児童・生徒の実態等に基づき、各学校において「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的向上を図るとともに、児童・生徒一人一人の学力向上を目指します。 | 教育指導課 |

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 小学校漢字検定の実施 | 小学校４年生及び６年生の児童に、学力向上策の一環として、市独自の漢字検定を受験させることにより、目標に向かって努力する態度を育むとともに、学習習慣の定着を目的として実施します。 | 教育指導課 |
| 中学校英語検定の実施 | 中学校３年生の生徒に、学力向上策の一環として、英語検定を受験させることにより、目標に向かって努力する態度を育むとともに、学習習慣の定着を目的として実施します。 | 教育指導課 |
| 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善 | 児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を目標として、授業改善を図ります。 | 教育指導課 |
| 地域未来塾の実施 | 家庭での学習が困難又は、学習習慣が十分に身に付いていない児童・生徒を対象に、地域住民等の協力により学習支援を実施し、学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ります。 | 文化振興課 |
| 個に応じた指導の実施（少人数指導・習熟度別指導・ティーム・ティーチング） | 児童・生徒の学習意欲の向上や学力の向上を図るため、少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチング等による個に応じたきめ細やかな指導を実施します。 | 教育指導課 |
| 教育ボランティアの派遣 | 小･中学校で教科学習や様々な体験活動等を実施するに当たり、支援者として地域からボランティアを募り、その方の知識・技能の提供を受けることにより、学校教育の一層の充実を図るとともに、地域に開かれた学校づくりに寄与します。 | 教育指導課 |
| 小学校補助教員の派遣 | 市内全小学校に多様な経験を有する方を補助教員として派遣し、その知識、経験を児童の指導等に活用することにより、一人一人に目の行き届いた教育の実現に資するとともに、地域で学校を支える体制づくりを支援します。 | 教育指導課 |
| 【新規】まちづくり学習の推進 | 「まちづくり学習」を通じて、児童・生徒一人一人が、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決することができるようにするために必要な「生きる力」の育成を目指します。<br>地域への愛情を育み、小・中学校と地域の連携を深めながら、人材や自然、文化資源を活用し、相互に良い影響を与え合う持続的な地域貢献の促進を目指します。<br>小・中学校９年間を見通した目標を設定し、生活圏内の気付きを地域課題解決につなげ、中学校区を軸にした連携活動を充実させ、学習内容に柔軟性を持たせ教員の思いを尊重した施策づくりを図ります。<br>各教科等で身に付けた資質・能力を活用し、課題解決につなげるとともに、生活科や総合的な学習の時間と各教科等の学習を相互に結び付けます。また、各教科等との接続を意識したカリキュラムを構成し、日常生活とのつながりを意識した教育活動を充実します。 | 教育指導課 |





まちづくり学習　やってみカンパニー（村山学園）



まちづくり学習　おいでよ武蔵村山
（雷塚小学校）



まちづくり学習　サステナブルな残堀川
（第十小学校）



まちづくり学習　SDGs 学習
（第三中学校）



地域未来塾（大南学園第七小学校）

## 具体的施策⑤　読書活動の推進と言語能力の育成

● 各校で「学校図書館活用計画」を作成し、学校図書館担当教員、司書教諭、学校司書、ボランティア等が連携し、各学校で「読み聞かせ」を実施するなど、児童・生徒の読書活動を一層推進します。

● 学校図書館と市立図書館の連携を強化するとともに、既に導入している市の電子図書館及び新たに導入をした学校図書館システムに搭載されている電子書籍の効果的な活用を推進し、児童・生徒が多様な資料に主体的に触れる機会の充実を図ります。また、読書活動や調べ学習を通して、考える力、豊かな感性、情緒を育むとともに、人間力の基礎となる「言語力」の育成を図ります。また、学校図書館の利便性が高まるよう、環境整備に努めます。

● 市内全小・中学校に１名ずつ専任の学校司書を配置し、学校における読書活動を推進します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 読み聞かせの実践 | 学級担任や上級生、ボランティア等により、各学校で「読み聞かせ」を実施し、読書への関心を高めます。 | 教育指導課 |
| 学校図書館の利用促進 | 児童･生徒に親しまれる図書や調べ学習に役立つ図書資料を充実させるとともに､学校図書館や市の電子図書館､新たに導入をした学校図書館システムに搭載されている電子書籍の利用促進を図るための利用指導を行います。 | 教育指導課 |
| 学校司書の配置と活用の推進 | 市内全小・中学校に１名ずつ専任の学校司書を配置し、学校における読書活動を推進し、児童・生徒に豊かな感性や情緒を身に付けさせるとともに､言語力の育成を図ります。 | 教育指導課 |



中学生による読み聞かせ（第五中学校）



学校図書館（第七小学校）

## 基本施策（３）健康な身体や体力を育む教育の推進

### 具体的施策⑥　体力向上策の推進【重点】

● 児童・生徒一人一人の体力の向上及び健康の保持増進を図るため、学校・家庭及び地域が連携した体力向上策を推進します。

● 東京都教育委員会と連携して体力テストを実施し、その結果を踏まえた「体力向上全体計画」を各学校で作成するとともに、体育授業の改善に役立てます。

● 各校の「体力向上全体計画」を踏まえ、体力の向上及び健康の保持増進を図ることに向けた指導法の工夫・改善を図ります。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 東京都統一体力テストの実施・分析 | 東京都教育委員会と連携し、体力テストを実施することにより、児童・生徒の体力の実態を把握し、実態に応じた「体力向上全体計画」を作成するとともに、体育授業の改善に役立てます。 | 教育指導課 |
| 体力向上に向けた指導法の工夫・改善 | 各校の「体力向上全体計画」を踏まえ、体力の向上及び健康の保持増進を図るための指導法の工夫･改善を図ります。 | 教育指導課 |



体力テスト（第九小学校）

## 具体的施策⑦　食育の充実

● 「第二次健やかプラン（第四次健康増進計画・第四次食育推進計画・第三次母子保健計画・第二次自殺対策計画）」を踏まえ、学校、家庭及び地域等と連携し、食育を推進します。

● 各学校では、「食に関する指導全体計画」に基づき、食育の担当教職員を中心とした指導体制を一層充実するとともに、食品ロスの削減に向けた取組や、望ましい食習慣など健康的な生活習慣の形成を促進します。

● 地域の食文化や適正な食生活の理解を深めるため、行事食等を学校給食に取り入れたり、学校給食だよりや毎月の献立表において食に関する情報提供を行っていきます。また、各小学校で食育授業を実施します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 「健やかプラン」の推進 | 第二次健やかプラン（第四次健康増進計画・第四次食育推進計画・第三次母子保健計画・第二次自殺対策計画）を踏まえ、学校給食を通じて食育を推進していくとともに家庭へ情報発信を行います。<br>関係各課と連携しながら、ホームページ等での情報提供を行うとともに、乳幼児期から基本的な食習慣が確立されるよう健康診査、健康教室等を通して普及啓発を行います。 | 教育指導課<br>学校給食課<br>健康推進課<br>子ども子育て支援課 |
| 【新規】学校給食を通じた食育の推進 | 安全・安心な学校給食を提供するとともに、小学校の児童が食に関する知識を習得し関心を高めることができるよう、今後も食に関する様々な情報提供や体験授業等を実施します。 | 学校給食課 |



防災食育センター

## 具体的施策⑧　心と身体の健康管理の充実

● 学校生活に必要な健康の保持増進を目的として、学校保健安全法に基づく定期健康診断や健康相談を実施するとともに、保健室の利用環境の向上などにより、児童・生徒の健康管理の充実を図ります。

● 各学校において、病気の予防やけがの応急手当などについて、正しい知識を身に付けられるように保健指導を充実します。

● 児童・生徒の悩みや課題にきめ細かく対応していくため、スクールカウンセラーによる全員面接等を実施し、児童・生徒が相談しやすい環境を整備することにより、悩みや不安について早期に対応し、心の健康管理を充実します。

● 「第四次学齢期における歯の健康づくり推進プラン」を推進し、学齢期の歯と口の健康づくりに努めます。

● 人権尊重の精神を育むために、性自認や性的指向に対する正しい理解と認識を深める学習を実施します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 定期健康診断・就学時健康診断の実施 | 児童・生徒の心と身体の健康管理のため、学校医・学校歯科医等と連携して定期健康診断を行うとともに、発達障害の早期発見にも留意した就学時健康診断を実施します。 | 教育総務課 |
| 保健指導の充実 | 各学校において、保健指導を充実させ、病気の予防やけがの応急手当などについて、正しい知識を身に付けられるようにします。 | 教育指導課 |
| 心の健康管理の充実 | 各学校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制を整備するとともに、小学５年生及び中学１年生を対象としてスクールカウンセラーによる全員面接を実施するなど、教育相談を充実させます。 | 教育指導課 |
| 「第四次学齢期における歯の健康づくり推進プラン」の推進 | 「第四次学齢期における歯の健康づくり推進プラン」を踏まえ、学齢期の歯と口の健康づくりを推進します。 | 教育総務課 |
| 【新規】発達段階に応じた性教育の実施 | 性について理解するとともに、人権尊重の視点も含む性自認や性的指向に対する知識を身に付ける学習を学校等において実施します。 | 教育指導課<br>協働推進課 |



むし歯ゼロプラン（第三小学校）

## 基本施策（４）社会の変化に対応できる力を育む教育の推進

### 具体的施策⑨　安全教育の充実【重点】

● 学校における感染症に対するリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があるため、学校における感染症対策などの衛生管理に努めます。

● 児童・生徒が自分で自分の身を守れるようにするため、各校の安全指導計画や自然災害を含めた避難訓練実施計画等に基づき、家庭や地域との連携により、生活安全、災害安全及び交通安全の３領域について、計画的な指導を行います。

● 大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制の確立に努めます。

● 非行や犯罪から身を守るためのセーフティ教室の実施や地域安全マップの作成、交通安全意識の向上等を目的としたスケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室など、地域や関係機関と連携した安全教育の充実に努めるとともに、登下校時における防犯ブザーの携行、東大和警察署による巡回指導などを推進します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 学校における衛生管理の充実 | 日常生活における健康観察や衛生管理を充実させ、児童・生徒が健康で安全な生活を送れるようにするとともに、感染症への正しい知識の普及と予防対策を実施します。 | 教育指導課 |
| 学校安全計画の作成と安全指導の充実 | 各学校において、安全指導計画を作成するとともに、月１回実施する安全指導日等を通して、様々な想定により生活安全・災害安全・交通安全の３領域について計画的に指導し、児童・生徒が自分の身を自分で守れるようにします。 | 教育指導課 |
| 避難訓練の実施 | 各学校において、様々な想定に基づいた避難訓練を毎月１回実施し、児童・生徒が避難経路や避難方法を確実に学べるようにするとともに、自分や他者の安全を守ろうとする態度を育みます。 | 教育指導課 |
| 保護者・地域との連携による安全確保体制の確立 | 大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立します。 | 教育指導課 |
| セーフティ教室の開催 | 児童・生徒が、交通事故や不審者、ＳＮＳなどを利用しての犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催します。また、交通事故防止の意識を高めるため、主に中学生向けにスケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を開催します。 | 教育指導課 |

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 小学生による地域安全マップの作成 | 児童が生活安全・災害安全・交通安全の様々な視点から、危険な場所・安全な場所を自分で判断し、危険を回避するための力を身に付けられるようにするため、市内全小学校において、地域安全マップを作成します。 | 教育指導課 |
| 東大和警察署による学校の巡回指導及び評価等の実施 | 学校における子供たちの安全を見守る体制の一層の強化を図るため、東大和警察署が校舎内外施設等の安全点検、学校安全体制の整備に関する評価、指導及び助言等を行います。 | 教育総務課 |
| 交通安全教室・自転車安全教室の実施 | 東大和警察署との連携により、市内全小学校において、交通安全教室や自転車安全教室を実施し、交通安全への意識を高めさせるとともに、自転車運転免許証を発行して、交通ルールを遵守する指導の徹底を図ります。 | 教育指導課 |
| 【新規】通学路における合同点検の実施 | 学校、保護者（ＰＴＡ等）、警察署、市の教育委員会を含め関係部署が連携し、通学路の合同点検を実施し、危険箇所に対する対策を検討することで、児童が安全に通学できるよう対応していきます。 | 教育総務課 |



通学路合同点検（第十小学校）



地域安全マップ（第九小学校）



避難訓練（第二小学校）

## 具体的施策⑩　ＧＩＧＡスクール構想の推進【重点】

● 文部科学省が提唱する「ＧＩＧＡスクール構想」の実現のために整備した、学習者用端末や高速大容量の通信ネットワークを最大限に活用し、多様な子供たち一人一人の個別最適な学びを実現することで、資質・能力を一層確実に育成できる環境整備と、効果的な学習指導に努めます。

● 学習者用端末の活用に当たっては、日常の学習活動や生活の中で活用していくとともに、教員に対する研修を行ったり、学校間での情報共有を行うなど、効果的な活用に努めます。

● 学習指導要領において、プログラミング教育を推進することは、「コンピュータを理解し上手に活用していく力を身に付けることは、あらゆる活動においてコンピュータ等を活用することが求められる子供たちにとって極めて重要」とされていることから、学習者用端末に整備されたアプリケーションを活用することはもとより、様々な教科等で指導するなど、プログラミング教育を充実します。

● 情報モラル及び情報リテラシー教育の徹底により、インターネットなどの正しい利用方法の指導を行うとともに、インターネット活用に関連する多種多様な危険や犯罪に巻き込まれないよう、情報教育を充実します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 小・中学校コンピュータ等の活用の推進 | 急速に進展する情報化社会において、コンピュータ等を利用した学習を通じ、児童・生徒に対し、情報活用の基本的ルールの習得と主体的に情報を収集・選択し、活用する能力の育成を目指します。 | 教育指導課 |
| プログラミング教育の充実 | 学習者用端末によるソフトの活用や、プログラミング教材を用いるとともに、様々な教科においてプログラミング的思考を育みます。 | 教育指導課 |
| 情報モラル及び情報リテラシー教育の充実 | コンピュータや図書館を利用した学習を通して、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル及び情報リテラシーについての指導を推進します。 | 教育指導課 |



情報モラル教育（第七小学校）



学習者用端末（雷塚小学校）

## 具体的施策⑪　国際理解教育の充実【重点】

● 外国の言語や文化について理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、各小・中学校におけるＡＬＴ（外国語指導助手）などの活用を一層推進します。

● 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成する外国語活動の充実を図ります。

● 小学校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、ＡＬＴや英語活動支援員を活用し、コミュニケーション能力の素地を養う指導の充実を図ります。

● 帰国子女や外国籍の児童については、日本社会の生活に速やかに適応できるよう、日本語指導及び生活指導の充実を図ります。

● 児童・生徒が様々な国の人々や文化に触れることができるように、民間団体の国際交流活動との連携に努めます。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| ＡＬＴ（外国語指導助手）の派遣・配置 | 外国語（英語）教育及び外国語活動（英語活動）の充実を図るとともに、国際理解教育を一層推進するため、「語学指導等を行う外国青年招致事業（ＪＥＴプログラム）」により、各小・中学校にＡＬＴ（外国語指導助手）を派遣・配置します。 | 教育指導課 |
| 小学校英語活動支援員の配置 | 小学校における外国語活動（英語活動）を通して、コミュニケーションへの興味・関心を高め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、各小学校に英語活動支援員を配置します。 | 教育指導課 |
| 帰国子女等指導助手の配置 | 帰国子女や外国籍の児童が、学校生活に適応できるよう、小中一貫校村山学園小学部の「日本語学級」に、帰国子女等指導助手を配置し、日本語指導等を行います。 | 教育指導課 |
| 国際交流活動との連携 | 民間団体の国際交流活動との連携を通して、児童・生徒が様々な国の人々や文化に触れることができるようにします。 | 教育指導課 |



シンガポールの学校との国際交流（第三小学校）



ＡＬＴによる授業（第九小学校）

## 具体的施策⑫　日本の伝統・文化教育の充実

● 国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、児童・生徒の発達の段階を踏まえ、各教科等を通じて、日本の伝統や文化、東京都や本市の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図ります。

● 我が国や郷土を愛し、伝統や文化を継承・発展させようとするとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を育む教育を推進します。

● 体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育みます。

● 郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、郷土武蔵村山市を愛する心や、伝統や文化を継承しようとする態度を育みます。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 各教科等における日本の伝統・文化教育の推進 | 教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨を踏まえ、各教科等において、日本の伝統・文化教育を推進し、児童・生徒が我が国の歴史や文化を継承していこうとする気持ちをもてるようにします。 | 教育指導課 |
| 地域との連携による伝統・文化教育の推進 | 地域の人材との連携により、村山大島紬やお茶、蚕、うどんなどの郷土の特色や、餅つき等の伝統文化を教材化した授業づくりを推進し、学習や体験を通して、郷土武蔵村山市を愛する心や、伝統や文化を継承しようとする態度を育みます。<br>また、市民文化祭や生涯学習フェスティバル等を通じて、日本の伝統文化への理解を深めるとともに、文化活動の振興を図ります。 | 教育指導課<br>文化振興課 |



村山大島紬（第二小学校）



餅つき（第十小学校）

## 具体的施策⑬　キャリア教育の充実

- 小中一貫教育の視点を踏まえ、児童・生徒が自らの生き方を考え、自らのキャリア形成のために必要な様々な基礎的・汎用的能力を育成するため、「キャリア教育全体計画」に基づき、地域や企業と連携した計画的・組織的なキャリア教育・進路指導を推進します。
- 中学校では職場体験を引き続き実施し、働くことの意義について生徒の理解を深めます。
- 教育活動に地域の人材を活用し、地域に根差した教育や、世代間交流を促進します。
- 小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動を通して、「キャリア・パスポート」を効果的に活用し、児童・生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通し、振り返ることができるようにします。また、自身の変容や成長を自己評価する活動を通して、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現に向けた取組を推進します。
- 各学校における「キャリア・パスポート」の効果的な活用を促進し、キャリア教育の充実を図ります。また、進路指導主任会等を通して好事例を共有するとともに、校内推進体制を教育委員会が把握し、工夫・改善に向けた指導・助言を行います。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| キャリア教育全体計画の作成と各教科等におけるキャリア教育の推進 | 各学校において「キャリア教育全体計画」に基づき、計画的にキャリア教育を推進し、児童・生徒が将来への夢をもてるようにするとともに、望ましい勤労観を育みます。 | 教育指導課 |
| 中学校での職場体験活動の実施 | 市内全中学校において、２年生による職場体験活動を行い、働くことの意義や勤労観・職業観を育むとともに、主体的に進路を選択できる能力や態度を育成します。 | 教育指導課 |
| 教育ボランティアの活用 | 教育活動に地域の人材を活用し、地域に根差した教育や、世代間交流を促進し、児童・生徒が自らの生き方を考えられる機会を確保します。 | 教育指導課 |
| キャリア・パスポートの活用 | 行事等で体験したことや、将来に向けて自らが考えたことなどを、「キャリア・パスポート」に保管し、振り返ることができるようにします。進学時には、次の校種へ確実に引き継ぎ、キャリア形成を推進します。 | 教育指導課 |



職場体験（第三中学校）



職場体験（第十小学校）

## 基本施策（５）個に応じた支援と指導の充実

### 具体的施策⑭　特別支援教育の充実【重点】

● 特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対応したきめ細やかな教育が展開できるよう、特別支援教育を引き続き推進します。

● 「第六次特別支援教育推進計画」に基づき、特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長し、社会的自立を図るため、乳幼児期から学校卒業までのライフステージを見通し、学校・家庭・地域と関係機関の連携により、共生社会の実現に向けた特別支援教育を推進します。

● 学校生活を営む上で特別な支援を必要とする障害のある児童・生徒が在学する学校及び特別支援学級に対して、必要に応じて支援員等を配置します。

● 学校からの要請に応じ、巡回相談員が小・中学校を巡回し、児童・生徒一人一人のニーズを把握し、必要とする支援の内容・方法などについて、担任や特別支援教育コーディネーター、保護者等に適切な助言を行います。

● 特別支援教育研修会を実施するとともに、各校の特別支援教育コーディネーターを中心に、各校の実態に応じた研修会を計画的に実施します。

● 保育所・幼稚園等における子供たちの様子を小学校等に引き継ぎ、就学後の子供の学校生活をより豊かで適切なものとしていくため、就学支援シートの作成と活用を推進します。

● 障害のある児童・生徒一人一人のニーズを把握し、学齢期において一貫して的確な支援を行うため、学校生活支援シートを作成するとともに、それに基づいた個別指導計画を作成・活用し、一人一人に応じた指導の充実を図ります。

● インクルーシブ教育の推進と、個別の教育的ニーズのある児童 ・生徒の自立と社会参加の実現に向け、多様で柔軟な教育課程の中で、可能な限り、交流及び共同学習を推進します。

● 集団での指導だけでは十分に適応できない児童・生徒に対して、通級指導学級等において、社会性や人との関わり方を身に付ける指導を行い、全ての児童・生徒の集団への適応を図ります。

● 市内小・中学校特別支援学級、村山特別支援学校の児童・生徒が制作した作品の展示や「副籍制度」の活用など、地域や特別支援学級との交流を活発化して、児童・生徒・市民との相互理解により地域との絆を一層深められるよう支援していきます。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 第六次特別支援教育推進計画の推進 | 特別な教育支援や発達支援が必要な児童･生徒一人一人に適切な支援を行うため､第六次特別支援教育推進計画に基づき、市立学校の特別支援教育を一層推進します。 | 教育指導課 |
| 学校生活を支援するための支援員等の配置 | 学校生活を営む上で特別な支援を必要とする障害のある児童･生徒が在学する学校及び特別支援学級に対して、必要に応じて支援員等を配置します。 | 教育指導課 |
| 巡回相談員の配置 | 各学校からの要請に応じ、巡回相談員が小・中学校を巡回し、児童・生徒一人一人のニーズを把握し、必要とする支援の内容・方法などについて、担任やコーディネーター、保護者等に適切な助言を行います。 | 教育指導課 |
| 特別支援教育研修の充実 | 特別支援教育研修会を実施するとともに､各校の特別支援教育コーディネーターを中心に､各校の実態に応じた研修会を計画的に実施します。 | 教育指導課 |
| 就学支援シートの作成・活用 | 保育所･幼稚園等における子供たちの様子を小学校等に引き継ぎ､就学後の子供の学校生活をより豊かで適切なものとしていくため､就学支援シートの活用を推進します。 | 教育指導課 |
| 学校生活支援シート・個別指導計画の作成・活用 | 障害のある児童・生徒一人一人のニーズを把握し、学齢期において一貫して的確な支援を行うため､学校生活支援シートを作成するとともに､それに基づいた個別指導計画を作成・活用します。また、続く学年、学校に引き継ぎ、適切な支援を行います。 | 教育指導課 |
| 交流及び共同学習の推進 | 特別支援学級に在籍する児童・生徒と、通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を推進し、障害の有無に関わらず､共に支え合って生きようとする態度を育みます。 | 教育指導課 |
| 通級指導学級等における指導の充実 | 集団での指導だけでは十分に適応できない児童･生徒に対して､通級指導学級等において社会性や人との関わり方を身に付ける指導を行うことを通して、全ての児童・生徒の集団への適応を図ります。 | 教育指導課 |
| 地域や特別支援学級との交流の推進 | 学校・地域行事等の様々な相互交流を通して、地域との連携の充実を図ります。 | 教育指導課 |

### 具体的施策⑮　不登校への対応・適応指導の充実

- 児童・生徒及び保護者の悩みや課題にきめ細かく対応していくため、適応指導教室での指導や教育相談室での相談の充実を図ります。
- 各小･中学校に配置しているスクールカウンセラーを中心に、教育相談体制の充実を図ります。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談室相談員及び福祉・医療機関等の関係諸機関と連携しながら、児童・生徒一人一人の状況に合わせた取組や地域の実情に合った柔軟な取組の充実を図るとともに、学校だけでは対応が困難な事例などに対応します。
- 不登校等の児童・生徒一人一人に対する適切な支援を実現するため、各学校において「支援シート」等を活用し、児童・生徒の状況や支援方針を組織的に共有するとともに、関係機関と連携した継続的な支援の充実を図ります。
- 不登校傾向や学級で過ごすことが困難である児童・生徒に対し、校内教育支援センター等を活用し、安心して学べる居場所づくりと、一人一人の状況に応じた支援の充実を図ります。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 適応指導教室の充実 | 不登校や不登校傾向にある児童･生徒の学校復帰支援に向けて、一人一人の課題にきめ細かく対応するため、適応指導教室での指導の充実を図ります。 | 教育指導課 |
| スクールカウンセラーの配置 | 不登校、いじめ及び暴力等の問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、スクールカウンセラーを配置します。 | 教育指導課 |
| スクールソーシャルワーカーの派遣 | 学校だけでは解決が困難な事例等に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を生かして児童・生徒や保護者の相談に応じたり、他の関係機関との連携を推進したりするために、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、問題の解決を図ります。 | 教育指導課 |
| 「支援シート」等の作成と情報連携 | 不登校等の児童･生徒一人一人に対する適切な支援を実現するため、各学校において「支援シート」を作成し、学校と教育委員会との情報連携により、学校復帰支援を図ります。 | 教育指導課 |
| 【新規】校内教育支援センターの整備 | 不登校傾向や学校で過ごすことに困難さのある児童･生徒が安心して生活できるよう、校内教育支援センターを整備し、支援体制の充実を図ります。 | 教育指導課 |

### 具体的施策⑯　学校における教育相談体制の整備

● 不登校児童・生徒などへの対応を図るため、全ての教職員による校内教育相談体制を整備します。

● 教育相談室に専任相談員を配置し、集団への不適応や人間関係の悩みなどについての相談体制を充実するとともに、障害のある児童・生徒の就学相談などを行います。

● 全ての教員が、児童・生徒及び保護者に対応して教育相談を行うことができるよう、各学校において、組織的な教育相談体制を確立します。

● 教員の教育相談に関する知識・技能を高め、児童・生徒とより良い人間関係を構築できるようにするとともに、児童・生徒及び保護者の心理的相談に対応できるようにするため、教育相談連絡会を実施します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 教育相談体制の充実 | 教育相談室に専任相談員を配置し、集団への不適応や人間関係の悩みなどについての相談体制を充実するとともに、障害のある児童・生徒の就学相談などを行います。 | 教育指導課 |
| 学校教育相談体制の確立 | 全ての教員が、児童・生徒や保護者に対応して教育相談を行うことができるよう、各学校において、組織的な教育相談体制を確立します。 | 教育指導課 |
| 教育相談連絡会の実施 | 教員の教育相談に関する知識・技能を高め、児童・生徒とより良い人間関係を構築できるようにするとともに、児童・生徒や保護者の心理的相談に対応できるようにするため、教育相談連絡会を実施します。 | 教育指導課 |

## 基本施策（６）「学校２０２０レガシー」の継続に向けた取組の推進

### 具体的施策⑰　「学校２０２０レガシー」の継続に向けた取組の推進

● 各学校が展開してきたオリンピック・パラリンピック教育において、５つの資質（「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」）の育成と関連付けて発展させてきた活動を学校経営方針、教育目標及び児童・生徒の実態等に鑑みながら、学校の特色としてこれからも継続させる活動を推進します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 東京２０２０大会を契機とした取組の継続 | オリンピック･パラリンピック教育で取り組んできた活動の中でこれからも継続させていく活動を学校の特色としてこれからも推進します。 | 教育指導課 |



デフリンピック（第三小学校）

## 令和１３年度の数値目標　【基本方針１　生きる力を育む教育の推進】

| 指標名 | 現状値<br>（令和７年度末） | 目標値<br>（令和 13 年度） |
|---|---|---|
| 学力・学習状況調査（市調査）の国語の市平均正答率と全国平均正答率との相対比率 | 小学校 81.1%<br>中学校 86.6%<br>総合 84.85% | 100% |
| 【新規】都立高校一次募集終了時点の進学率 | 95.2% | 98.0% |
| 小・中学校図書館における貸出冊数 | 児童・生徒一人当たり<br>37.48 冊／年 | 児童・生徒一人当たり<br>45 冊／年 |
| 東京都統一体力テストにおける小学校５年生のシャトルランの平均値（回数） | 男子 47.78 回<br>女子 34.55 回 | 男子 48 回<br>女子 35 回 |
| 東京都統一体力テストにおける中学校２年生の持久走（男子 1,500m、女子 1,000m）の平均値（秒） | 男子 422.42 秒<br>女子 319.82 秒 | 男子 420 秒<br>女子 315 秒 |
| 中学校３年生の英語検定受験率 | 34.1% | 50.0% |
| 巡回相談の実施回数 | 34 回／年 | 40 回／年 |
| 不登校児童・生徒への教育相談等支援率 | 45.0% | 80.0% |

# 基本方針２　学校・家庭・地域の連携・協働の推進

学校教育が一層効果的に行われるようにするためには、学校・家庭及び地域社会が、それぞれの機能を十分に発揮して、その責任を果たすとともに、これまで以上に本市の地域特性を生かして、連携・協働体制を強化する必要があります。

そのため、学校の組織力を高め、学校の自主性・自律性を保障する中で、コミュニティ・スクールなどによる開かれた学校づくりを推進するとともに、豊かな人間性を育てるため、学校を核に保護者や地域住民が連携した地域ぐるみの教育システムの構築を推進します。

また、学校・家庭及び地域が連携・協働を強化する中で、地域全体で児童・生徒を育てる仕組みを充実させ、社会全体で教育に取り組む気運を高め、学校の活性化を図ります。

## 基本施策（１）開かれた学校づくりの推進

### 具体的施策⑱　コミュニティ・スクールの充実【重点】

● 保護者や地域住民などが学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任をもって学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を充実させ、学校・家庭及び地域等が連携して、共に児童・生徒を育てるという視点に立った学校づくりを一層推進します。

● 学校評議員及び学校関係者評価委員会は、学校運営協議会がその機能を併せ持つ組織として運営していきます。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| コミュニティ・スクールの充実 | コミュニティ･スクールとしての特色を生かした学校運営を推進し、中学校区を中心に、地域と学校が連携した児童・生徒の育成を一層充実させます。 | 教育指導課 |



学校運営協議会（第八小学校）

### 具体的施策⑲　学校公開等の実施

● 保護者や地域とともに、より良い学校づくりを推進するため、市内全小・中学校における学校公開を実施し、児童・生徒の学習状況などを公開します。

● 学校だよりや学校ホームページなどを活用し、各学校の学校経営方針や教育活動などを保護者及び地域に積極的に公開・公表します。

● 小・中学校における「特別の教科　道徳」の充実を図るとともに、道徳授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育みます。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 学校公開等の実施 | 保護者や地域とともに、より良い学校づくりを推進するため、市内全小・中学校で学校公開を実施します。また、各学校の学校経営方針や教育活動などの情報を広く保護者・地域等に発信していきます。 | 教育指導課 |
| 保護者・地域への授業公開 | 各学校の実態に合わせて、定期的に保護者・地域への授業公開を行います。また、ゲストティーチャーを招いての授業を土曜日に実施するなど、工夫して実施します。 | 教育指導課 |
| 「特別の教科　道徳」及び道徳授業地区公開講座の充実【再掲】 | 小・中学校における「特別の教科　道徳」の充実を図るとともに、道徳の授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育めるようにします。 | 教育指導課 |

### 具体的施策⑳　広報の充実

● 学校行事などのタイムリーな話題をはじめ、特色ある様々な学校の情報を、保護者、地域の方々に分かりやすく発信するため、学校ホームページの充実に努めます。

● 学校だよりや保護者連絡アプリにより、各校の教育情報を迅速かつ的確に発信します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 学校ホームページ等の充実 | 学校行事などのタイムリーな話題をはじめ、特色ある様々な学校の情報を、保護者、地域の方々に分かりやすく発信するため、学校ホームページやＳＮＳ等を活用した情報発信の充実を図ります。 | 教育指導課 |
| 保護者連絡アプリの活用 | 教育情報を迅速かつ的確に家庭へ提供し、学校と家庭の円滑な連絡体制を構築します。 | 教育総務課 |

## 基本施策（２）学校・家庭・地域の協働体制の構築

### 具体的施策㉑　放課後児童対策パッケージの推進

● 小学校の余裕教室等を活用して、放課後における子供たちの安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実や地域住民との交流活動の促進等に取り組みます。

● 学童クラブの児童と放課後子供教室の児童が同じ活動場所で、同一のプログラムに参加できるよう、学童クラブ及び放課後子供教室の連携型・校内交流型の推進に努めます。

● 小学校始業前の子供の居場所をつくるなどの対策を推進します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 放課後子供教室の充実 | 小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子供たちの安全で安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実、地域住民との交流活動等の取組を推進します。 | 文化振興課 |
| 学童クラブ及び放課後子供教室の連携型・校内交流型の推進 | 学童クラブ及び放課後子供教室の連携型･校内交流型の推進に努めます。 | 文化振興課<br>子ども育成課 |
| 【新規】朝の子供の居場所づくり事業 | 保護者が早朝に出勤等する場合において、子供を自宅に残さなくて済むよう、見守り員を配置した上で、小学校始業前の子供の居場所づくりを推進します。 | 文化振興課 |

### 具体的施策㉒　家庭教育の支援【重点】

● 学力の向上には、学校での学習指導とともに、家庭において基本的な学習習慣・生活習慣を身に付けさせることが重要です。

● 家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する講座を開催します。

● 「レッツ・チャレンジ」などの啓発パンフレットを用いて、家庭教育の重要性を常に発信し、子供たちが、家庭において基本的な学習習慣、生活習慣などを身に付けることができるよう、家庭教育を支援します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 公民館講座の実施 | 公民館講座の「生活を豊かにする講座」、「学びを深める講座」において、家庭の教育力を高めるための講座を検討します。 | 文化振興課 |
| 家庭教育の啓発資料の配布 | 家庭教育を支援するため、「レッツ・チャレンジ」等の啓発パンフレットなどを基に、各校で作成した啓発資料を各家庭に配布します。 | 教育指導課 |

### 具体的施策㉓　カリキュラム・マネジメントの推進

● 学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、学校の教育目標や目指す子供像などを、家庭・地域と共有しながら、教育活動の質の向上を目指します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| カリキュラム・マネジメントの推進 | 学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図ります。 | 教育指導課 |

### 具体的施策㉔　児童・生徒の安全確保【重点】

● 頻発する交通事故や犯罪による被害、感染症、自然災害の脅威など、児童・生徒の周りには危険が多くあることから、家庭、地域住民及び関係機関と連携し、地域ぐるみで児童・生徒の安全確保に努めることが重要です。

● 地域の住民等の協力によって行う子ども安全ボランティアをサポートするなど、登下校時等における安全見守りを徹底します。

● 防犯対策として、防犯パトロールによる巡回や児童の見守り活動を補完する防犯カメラを運用し、児童・生徒の安全を確保します。

● 児童・生徒が安全にかつ安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設の安全点検を徹底します。

● 大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立します。

● 児童・生徒が、交通事故や不審者、ＳＮＳなどを利用しての犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、セーフティ教室を開催します。

● 児童・生徒の安全確保のため、昼間在宅していることが多い家庭、商店等を子ども１１０番ハウスとして登録し、登下校時等の緊急時における避難場所として確保します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 登下校時の安全見守りの推進 | 登下校時に学童交通擁護員を配置し、児童の交通安全の確保と交通安全指導の推進を図ります。 | 教育総務課 |
| 子ども安全ボランティア活動の推進 | 登下校時の見守り活動等、児童の安全確保のために、地域の住民等の協力によって行う子ども安全ボランティアに対して、キャップやベストの購入、制度の周知などのサポートを行い、活動の推進を図ります。 | 教育総務課 |

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 防犯パトロールの推進 | 犯罪の発生を未然に防止するため、関係各課と協力を図り、地域パトロールカーによる巡回パトロールを実施し、防犯パトロールの強化に努めます。 | 危機管理課<br>関係各課 |
| 小学校通学路防犯カメラの設置 | 犯罪が発生しにくい環境づくりを目指して、小学校の通学路に防犯カメラを設置し、地域の見守り活動を活性化させます。 | 教育総務課 |
| 学校施設の安全点検の徹底 | 毎年、専門業者による建築設備定期検査委託を実施するとともに、学校施設管理者（副校長）等による日々の見まわり及び点検を行います。 | 教育総務課 |
| 保護者・地域との連携による安全確保体制の確立【再掲】 | 大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立します。 | 教育指導課 |
| セーフティ教室の開催【再掲】 | 児童・生徒が、交通事故や不審者、ＳＮＳなどを利用しての犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催します。また、交通事故防止の意識を高めるため、主に中学生向けにスケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を開催します。 | 教育指導課 |
| 子ども１１０番ハウス事業の充実 | 登下校時に不審者に声をかけられたり、つきまとわれたりした場合に逃げ込んで助けを求める緊急避難所を確保します。 | 教育総務課 |



セーフティ教室（第五中学校）



登下校時の見守り活動（第二小学校）

## 令和１３年度の数値目標　【基本方針２　学校・家庭・地域の連携・協働の推進】

| 指標名 | 現状値<br>（令和７年度末） | 目標値<br>（令和 13 年度） |
|---|---|---|
| 子ども安全ボランティアの登録者数 | 171 人 | 200 人 |
| 放課後子供教室の実施箇所数 | ９か所 | ９か所 |
| 学童クラブ及び放課後子供教室の連携型・校内交流型の設置数 | ６か所 | ６か所 |
| 【新規】朝の子供の居場所づくりの実施箇所数 | ― | ９か所 |

## 基本方針３　教育の質の向上と教育環境の整備

保護者や地域から信頼される学校づくりを実現するために、義務教育９年間を通した系統的・継続的な指導を全校で行うとともに、地域の特色をいかしながら、各学校の創意工夫による特色ある学校づくりを推進します。

義務教育９年間を通し、児童・生徒の「生きる力」を育む教育の質的向上を目指し、校内におけるＯＪＴや各職層に応じた研修等の充実・強化を図り、教職員の質と指導力の向上を図るとともに、教員の負担軽減を図り、教員の職の魅力を高めることなど、教員の「働き方改革」の推進にも努めます。

また、学校評価等の実施により、教育活動や学校運営の成果を公表するとともに、評価結果をその後の学校運営の改善に結び付け、保護者及び地域などから信頼される学校づくりを進めます。

今後も、児童・生徒が安心して学び、生活できるよう、学校施設の整備・改修を進めるとともに、児童・生徒の学びを支える学習環境を確保するため、学習指導要領に対応した教育機器や機材など、教育環境の整備を推進します。

さらに、学校における教育活動の効果を一層高めるとともに、個別の教育的ニーズや学習状況に応じた学習の充実を図るため、令和７年度には学習者用端末の更新を行いました。

一方、教育活動の効果を高めるための環境を整備するため、児童・生徒数の動向や地域の実情などを考慮しながら、必要に応じて学校規模の適正化を推進します。

その他、教職員の意識改革などを進めるため、国や東京都、市の指定を受けて行われる各校校内研究を支援します。

## 基本施策（１）特色ある学校づくりの推進

### 具体的施策㉕　小中一貫教育・小中連携教育の推進【重点】

● 本市では、「施設一体型」、「施設隣接型」、「施設分離型」の３つの型の小中一貫教育を推進し、本市の子供を自立した一人の人間にすることを目的に「知的能力」、「対人関係力」、「自己制御力」の３つを柱とした「人間力」の育成を目指しています。

● 小中一貫教育検証委員会による検証結果では、小中一貫教育の成果については、「児童・生徒の主体性の伸長」、「他者意識、相手を思いやる気持ちの醸成」、「生活指導上の課題の減少」、「キャリア教育の充実」、「児童・生徒の不安の軽減」、「小・中学校教員の連携・信頼関係の構築」などが挙げられ、課題については、「小中一貫教育の広報と市民の理解」、「小中一貫教育の立地条件等による限界」、「学力の向上」などが挙げられています。

● 今後も育成に当たっては、「確かな学力の定着」、「豊かな心の育成」、「志をもって取り組む態度の育成」、「中１ギャップ支援」、「教師力の向上」の５つのプロジェクトの下、中学校区ごとに取組を推進します。

● 各中学校区で研究してきた小中一貫教育の取組を計画的に実施し、児童・生徒へのきめ細やかな支援と本市の地域特性に適した小中一貫教育・小中連携教育を推進します。

● 小中一貫教育・小中連携教育推進の象徴ともいえる、「小中一貫教育の日」では、校区ごとに実態に即したテーマを設定し、小・中学校の教員が、「目指す児童・生徒像」の実現に向けた研究や研修を積み重ね、児童・生徒の人間力育成の確実な実現に努めます。

● 市民、保護者等に小中一貫教育について理解を深めてもらうため、その内容について周知、啓発を図ります。

● 校種間の円滑な接続を図るため、幼稚園、保育所、小学校及び中学校の連携を推進します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 各中学校区における小中一貫教育・小中連携教育の推進 | 各中学校区で研究してきた小中一貫教育の取組を計画的に実施し、小中一貫教育・小中連携教育を推進します。 | 教育指導課 |
| 「小中一貫教育の日」の実施 | 毎年１０月に「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図ります。 | 教育指導課 |
| 市民・保護者等に対する小中一貫教育の周知・啓発 | 市民、保護者等に小中一貫教育について理解を深めてもらうため、その内容について周知、啓発を図ります。 | 教育指導課 |
| 幼保小中連携の推進 | 幼稚園、保育所、小学校及び中学校の交流、情報の交換、教員の交流等を通じて幼児・児童・生徒の実態や指導の在り方についてコミュニティ・スクールを活用して連携を図り、小学校・中学校での学習や生活への適応の課題を解決します。 | 教育指導課<br>子ども子育て支援課<br>子ども育成課 |

### 具体的施策㉖　校内研究の推進

● 学校は、国、東京都又は市などの指定校、推進校又は奨励校等の指定を受けたり、自校の課題に沿った校内研究を実施したりするなどして、子供たちが全ての教育活動の中で、学びの意義を理解し、学びの楽しさを実感できるよう、教職員及び学校全体の質の向上を目指すとともに、校内研究を通して特色ある学校づくりを一層推進します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 校内研究の推進 | 文部科学省、東京都教育委員会、武蔵村山市教育委員会等の指定校・推進校・奨励校等や自校の課題に沿った校内研究を支援し、特色ある学校づくりを一層推進します。 | 教育指導課 |

### 具体的施策㉗　部活動等の充実

● 中学校部活動に地域の方を外部支援員として派遣し、部活動の活性化を図ります。

● 運動部部活動のうち、中学校１校につき１部活に専門性の高い部活動指導員を派遣し、技術面や戦術面の支援を行い、部活動の活性化及び強化を図るとともに、教員の異動によって部活動の継続性が損なわれないよう調整に努めます。

● 全国・関東大会出場時の交通費・宿泊費の補助を行うなど、保護者の負担を軽減します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 中学校における生徒の部活動加入の促進 | 各中学校において、生徒一人一人の特性をいかして部活動に加入できるようにするとともに、一つのことを諦めずに継続して行うことや、仲間と協力して成し遂げることの喜びを体験できるようにします。 | 教育指導課 |
| 部活動外部支援員の派遣 | 中学校に部活動外部支援員を派遣し、部活動の一層の活性化を図ります。 | 教育指導課 |
| 部活動支援事業の実施 | 市内全中学校の運動部部活動のうち、１校につき１部活に部活動指導員を派遣し、技能面や戦術面の支援を行い、部活動の強化を図ることを目的に実施します。 | 教育指導課 |
| 全国・関東大会出場時の支援 | 全国・関東大会出場時の交通費・宿泊費等の補助を行い、保護者の負担を軽減します。 | 教育指導課 |

## 基本施策（２）教職員の質の向上と教員の「働き方改革」の推進

### 具体的施策㉘　教職員研修・研究の充実

- 教職員の質の向上を図るため、夏季休業期間中を中心に管理職候補者、主幹教諭、主任教諭及び教諭へ、職層に応じた教職員研修を実施します。
- 校内全体で実施する授業研究を一層充実させ、教員同士の学び合いの場を設定し、授業力の向上を図ります。
- 教職員の能力開発や指導力の向上のため、各種教職員研修の実施教職員が相互に授業実践について協議できるよう、各中学校区で授業実践を行う「小中一貫教育の日」を設定するとともに、東京都や関係機関と連携しながら、教職員の職層に応じた研修・研究の充実を図ります。
- 小・中学校の各教育研究会において、指導・助言を行うとともに、講師を紹介するなどして、教員の教科、総合的な学習の時間、道徳及び特別活動への専門性の向上を図ります。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 指導力向上に向けた各種教職員研修の実施 | 教職員の質の向上を図るため、年間を通して管理職候補者、主幹教諭、主任教諭及び教諭へ、職層に応じた教職員研修を実施します。また、若手教員育成研修等を計画的に実施し、教職員の指導力向上を図ります。 | 教育指導課 |
| 校内研修の推進 | 校内全体で実施する授業研究を一層充実させ、教員同士の学び合いの場を設定し、授業力の向上を図ります。 | 教育指導課 |
| 「小中一貫教育の日」の実施【再掲】 | 毎年１０月に「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図ります。 | 教育指導課 |
| 小中学校教育研究会への支援の充実 | 小・中学校の各教育研究会において、指導・助言を行うとともに、講師を紹介するなどして、教員の教科等への専門性の向上を図ります。 | 教育指導課 |



教職員研修（第一中学校）



教職員研修（教育委員会主催）

## 具体的施策㉙　授業改善の推進【重点】

● 毎年度、学校ごとに策定する「授業改善推進プラン」に基づき、子供たちに分かりやすい授業づくりと授業規律の確立を目指します。

● 東京都教育委員会における特別訪問など、教科ごとに専門性の高い講師を招き、授業改善についての具体的な指導を受ける機会を設定します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 授業改善推進プランの作成・活用【再掲】 | 国、東京都、本市の学力調査の結果及び児童・生徒の実態等に基づき、各学校において「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的向上を図るとともに、児童・生徒一人一人の学力向上を目指します。 | 教育指導課 |

## 具体的施策㉚　教員の「働き方改革」の推進【重点】

● 業務改善、ＩＣＴ化の推進及び学校を支える人員体制の確保などの多様な取組を複合的に実施し、教員の負担軽減を図ることや、教員の長時間労働の改善に努め、教育の質の向上を図ります。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 統合型校務支援システムの活用 | 全校に導入している統合型校務支援システムの活用により、校務の効率化を積極的に推進し、児童・生徒と向き合う時間、教材作成の時間等を生み出すため、適切な運用を図ります。 | 教育総務課 |
| 教員の「働き方改革」の推進 | 教員の在校時間や校務の状況を適宜把握し、その改善を図りながら、教員の「働き方改革」を推進します。 | 教育指導課 |



校務支援システムを使用している様子（第四中学校）

## 基本施策（３）学校経営力の充実

### 具体的施策㉛　人材育成の推進

● 教職員の資質・能力の向上を図るため、東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標、ＯＪＴガイドライン及び東京都教員人材育成基本方針を踏まえ、各学校におけるＯＪＴや校内研修の充実を推進します。また、日常的な職務を通した学び合いや指導・助言の機会を確保し、教職員一人一人の経験や職層に応じた人材育成を図ります。

● 学校の組織的な課題解決能力の向上を目指し、主幹教諭及び主任教諭を育成し、学校マネジメントの強化を図るとともに、将来の教育管理職候補者の育成を行います。

● ＯＪＴの推進に当たっては、自己申告及び業績評価による人事考課制度を活用し、成果と課題について検証するとともに、必要な改善を行い、次の計画に反映していきます。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| ＯＪＴの推進 | 学校全体の教育力の向上及び組織的な課題解決のため､各学校において日常的な職務を通してのＯＪＴを推進します。 | 教育指導課 |
| 主幹教諭及び主任教諭の育成・活用 | 学校の組織的な課題解決能力の向上を目指し､主幹教諭及び主任教諭を育成し､学校マネジメントの強化を図ります。また、将来の教育管理職候補者の育成を行います。 | 教育指導課 |
| 人事考課制度を活用した人材育成の推進 | 自己申告、業績評価による人事考課制度を活用し、個々の教員の資質向上・能力開発に役立てます。 | 教育指導課 |



ＯＪＴ（第九小学校）

## 具体的施策㉜　学校評価の充実【重点】

● 各学校では、教育目標の達成に向け、校長の学校経営方針を一層明確にするとともに、進行管理を徹底し、学校全体でその具現化を図ります。

● 学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を学校運営の改善にいかすとともに、評価結果等については、広く保護者等に公表します。

● 学校が行う自己評価の客観性・透明性を高めるため、学校運営協議会を活用するとともに、評価結果を公表し、学校・家庭及び地域の共通理解を深め、相互の連携を一層促進します。

● 教育活動が組織的かつ機能的に行われるよう、校長、副校長、主幹教諭及び主任教諭による組織マネジメントの強化を図るとともに、ＰＤＣＡサイクルを確立し、教育活動の改善に取り組みます。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 学校経営方針の作成・推進 | 各学校における教育目標の達成及び特色ある学校づくりの推進に向け、校長の学校経営方針を一層明確にするとともに、学校経営方針に基づいた進行管理表を作成し、学校全体でその具現化を図ります。 | 教育指導課 |
| 学校評価による経営改善の推進 | 学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を学校運営の改善に生かします。また、評価結果等については、広く保護者等に公表します。 | 教育指導課 |
| 学校運営協議会の活用 | 学校運営の改善に向け、学校運営協議会を活用し、学校が行う自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、評価結果を公表することにより、学校・家庭及び地域の共通理解を深め、相互の連携を一層促進します。 | 教育指導課 |
| ＰＤＣＡサイクルの徹底 | 学校評価を踏まえたＰＤＣＡサイクルを徹底し、教職員、児童・生徒、保護者及び地域が学校教育目標の達成に向けて関わりを深めながら教育活動の改善に取り組みます。 | 教育指導課 |



学校経営方針「みんなで遊ぶ学校」（第一小学校）

## 基本施策（４）学校教育環境の充実

### 具体的施策㉝　学校施設・設備の整備【重点】

- 児童･生徒の安全確保や災害時の避難所としての機能を高めるため､｢学校施設長寿命化計画｣に基づき、学校施設・設備の改修整備を計画的に推進します。
- 児童･生徒の教育環境を良好に保つため、学校施設の建具･外装･内装、屋上防水、放送設備、トイレ設備や校庭の改修等を計画的に行い、教育環境の向上を図ります。
- 校内ネットワークについて、令和２年度に整備してから７年が経過し、無線 LAN 等の機器の更新が必要なことから、GIGA スクール構想を更に推進し、デジタル教材を活用できるよう高速大容量に対応した校内ネットワークへ更改を行います。
- 情操教育、環境教育、体力向上等の視点から芝生を有効に活用した教育活動を推進するため、各校で組織されているグリーンサポーターの協力の下、芝生の適切な維持管理に努めます。
- 大規模災害発生時に児童･生徒等を学校施設内に待機させるなどの措置を講じて安全確保をする必要があることから、待機時に必要な水や食料等を備蓄します。また、学校の屋内運動場が避難所となることからバリアフリートイレの整備を進めます。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 学校施設長寿命化計画に基づく施設整備 | 学校施設を長く健全に使用するため､点検により劣化状況を的確に把握し、予防保全を行います。また、中長期的な観点から、改修･建替え等の費用の低減を図るために、重要部位の計画的改修を推進し、長寿命化を図ります。 | 教育総務課 |
| 学校施設（校舎･体育館、プール等）・設備の改修 | 学校施設の建具・外装・内装、屋上防水、放送設備、トイレ設備や校庭の改修等を計画的に行い､教育環境の向上を図ります。 | 教育総務課 |
| 【新規】校内ネットワークの更改 | ＧＩＧＡスクール構想の更なる推進やデジタル教材の活用のため､更新が必要である校内ネットワークを高速大容量に対応した校内ネットワークへ更改を行います。 | 教育総務課 |
| 校庭芝生の活用 | 情操教育、環境教育、体力向上等の視点から芝生を有効に活用した教育活動を推進するために､各校で組織されているグリーンサポーターの協力の下､芝生の適切な維持管理に努めます。 | 教育総務課 |
| 災害対策用備蓄物資の備蓄 | 大規模災害発生時に児童･生徒等を学校施設内に待機させるなどの措置を講じて安全確保をする必要があるため、災害対策用の物資を備蓄します。 | 教育総務課 |

### 具体的施策㉞　教育機器・教材の整備

● 学習指導要領に基づき、教育内容・指導方法の多様化に対応した適切な学習環境を確保する必要があることから、授業などで使用する教育機器・教材の整備を行います。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 教育機器・教材等の整備 | 学習指導要領に対応した授業を円滑に実施するため、教育機器・教材等の整備を行います。 | 教育総務課 |

### 具体的施策㉟　学校ＩＣＴ環境の整備【重点】

● ＧＩＧＡスクール構想に係る学習者用端末をはじめとする教育用コンピュータなどの教育情報機器やネットワーク環境を計画的に整備し、ＩＣＴを活用した分かる授業を通じて児童・生徒の学習課題への興味・関心を高め、学習内容のより深い理解を促します。

● インターネットを介した児童・生徒との個別のやり取りや、端末を活用した学級内での意見集約など、授業における指導スキルを向上させるだけではなく、学校での校務における活用スキルの向上にも努めます。

● 教員が児童･生徒一人一人と向き合う時間を確保するとともに､情報の共有化､校務の効率化､セキュリティの強化等を図るため、校務支援システムの適切な運用を図ります。

● 紙・デジタル・リアル、それぞれの利点を状況に合わせて取り入れ、学びをより豊かで機能的なものにすることを目指し、デジタル教科書の活用をさらに推進します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 児童・生徒のＩＣＴ環境の整備 | ＧＩＧＡスクール構想に基づき､学習者用端末や校内ネットワーク環境の更新を計画的に実施します。<br>さらに、ＩＣＴ教育の推進を図るため、ＩＣＴ支援員を計画的に配置し､ＩＣＴを活用した授業のサポート体制を構築します。 | 教育総務課<br>教育指導課 |
| 教員用コンピュータの整備 | 教員一人１台の校務用兼教育用コンピュータ､周辺機器等を計画的に更新し､ＩＣＴ教育の推進及び校務の効率化を図ります。 | 教育総務課 |
| 統合型校務支援システムの活用【再掲】 | 全校に導入している統合型校務支援システムの活用により、校務の効率化を積極的に推進し、児童・生徒と向き合う時間、教材作成の時間等を生み出すため、適切な運用を行います。 | 教育総務課 |
| デジタル教科書の活用 | デジタル教科書実証モデル事業を通して､成果と課題を分析し、効果的な活用の在り方を検討していきます。 | 教育指導課 |

## 具体的施策㊱　学校規模適正化の推進【重点】

● 児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保していくため、国等の動向を注視するとともに、市の公共施設総合管理計画を踏まえ、通学環境や地域の実情、各学校の児童・生徒数の推移などを考慮しながら、必要に応じて学校規模等適正化基本方針を改定し、学校規模及び配置の適正化を図ります。

● 児童・生徒一人一人の状況に応じたきめ細やかな教育の推進に向け、国における学級編成の標準の引下げを受け、すでに実施をしている小学校全学年の３５人学級編成に加え、中学校全学年の３５人学級編制を段階的に進めます。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 学校規模等適正化基本方針の改定 | 児童・生徒により良い学習環境を提供するため、国等の動向を注視し、市の公共施設総合管理計画を踏まえ、必要に応じて学校規模等適正化基本方針を改定します。 | 教育総務課 |
| 少人数学級編成への対応 | 児童・生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導に向けて、各学校の少人数学級編成への対応を図ります。 | 教育総務課 |

## 具体的施策㊲　通学区域と中学校学校選択制の推進

● 通学区域については、教育活動の効果を高めるため、市内の人口動向や児童・生徒数の実態、学校規模等を考慮しながら、柔軟に対応します。

● 区域外就学や指定校変更申請については、個々の実情により弾力的に対応します。

● 中学校学校選択制については、引き続き実施し、教育を受ける側のニーズを尊重するとともに、特色ある学校づくりを一層推進します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 通学区域の再編 | 教育活動の効果を高めるため、通学環境や地域の実情を考慮し、必要に応じて通学区域の再編を検討します。 | 教育総務課 |
| 中学校学校選択制の実施 | 教育を受ける側のニーズを尊重するとともに、特色ある学校づくりを推進するため、引き続き中学校学校選択制を実施します。 | 教育総務課 |

## 具体的施策㊳　学校給食の充実【重点】

● 食育や地産地消を重視し、市内農業者団体を通じて、地場食材を積極的に活用し、安全・安心な学校給食の提供を行います。

● 学校給食費については、学校給食費無償化事業を継続するとともに、給食費会計の公会計化を目指します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 学校給食の充実 | 児童･生徒が食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることができるよう､身近な教材である学校給食を通して、食料の生産・流通や地域の食文化、適正な食生活等への理解を深めます。また、食育や地産地消を重視し、市内農業者団体を通じて、地場食材を積極的に活用していきます。さらに、食物アレルギー対応食（除去食）の提供を行い、学校給食の充実を図ります。 | 学校給食課 |
| 学校給食費会計の公正化 | 学校給食費の適正な徴収･管理を行うため、学校給食費の公会計化を目指します。 | 学校給食課 |
| 【新規】小・中学校学校給食調理業務の民間委託による安全安心な学校給食の提供 | 誰もが安全で安心して給食を食べられるよう、引き続き学校給食の調理業務を民間事業者に委託し、民間事業者のノウハウを生かした学校給食を提供していきます。 | 学校給食課 |



給食配膳の様子（第八小学校）



給食を食べている様子（第三中学校）

### 具体的施策㊴　経済的支援の実施

● 経済的な理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学援助費として、学用品費などの教育費の一部を援助します。

● 保護者の負担軽減を図るため、小・中学校が学校外で実施する修学旅行や移動教室に係る費用の一部を助成します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 就学援助の実施 | 義務教育を受ける中で、誰もが質の高い教育が受けられるように、保護者に対し、教育費の援助を行います。 | 教育総務課 |
| 修学旅行・移動教室保護者負担軽減事業の実施 | 児童・生徒の教育費に係る負担を軽減するため、小・中学校が学校外で実施する修学旅行や移動教室に係る費用の一部を助成します。 | 教育総務課 |

## 令和１３年度の数値目標　【基本方針３　教育の質の向上と教育環境の整備】

| 指標名 | 現状値<br>（令和７年度末） | 目標値<br>（令和 13 年度） |
|---|---|---|
| 屋内運動場トイレ改修実施校数 | 4 校 | 12 校 |
| 学校給食における地元産野菜･果物の使用品目数 | 22 品目 | 23 品目 |
| 学校給食における地元産野菜・果物の使用量 | 児童・生徒一人当たり<br>4.8 ㎏／年 | 児童・生徒一人当たり<br>4.9 ㎏／年 |

## 基本方針４　自己実現を目指す生涯学習の推進

社会経済が成熟期に入り、平均寿命の伸長やワーク・ライフ・バランスの考え方の普及等もあり、人々の価値観やライフスタイルが大きく変化し、市民の生涯学習に対する期待や意欲はより一層高まっています。

このような状況の中、本市では市民の価値観の変化や多様なニーズに応えるため、公民館や図書館、市民会館（さくらホール）等の施設において、様々な学習機会の場を提供しています。

今後も、市民一人一人が生涯にわたって自ら学び、個人としての生きがいや楽しみ、心の豊かさを追求することにより、生活の充実や向上を実現するとともに、文化に親しみ、社会参加できる機会の充実を図り、また地区会館、公民館、図書館、地区図書館、市民会館（さくらホール）をはじめとした生涯学習施設などの充実や活用の啓発、学習相談の充実を図り、生きがい・ふれあいを育む生涯学習を推進します。

また、スポーツ都市宣言の趣旨に則り、全ての市民が生涯を通じてスポーツを愛し、親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション事業の推進と、環境づくりに取り組みます。

さらに、市民の大切な財産として文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、資料の展示や各種講座、教室の実施等により、文化財保護に対する市民意識の向上と地域の伝統的な文化を子供たちの世代に継承していくための機会を提供し、保護思想の高揚に努めます。

## 基本施策（１）生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進

### 具体的施策㊵　生涯学習の推進【重点】

● 郷土意識や生きがいのもてるまちづくりを関係機関や市民と協働で進めるため、「第六次生涯学習推進計画」を踏まえ、市民の生涯にわたる学習活動や社会参加活動を支援するとともに、市民の意見・要望を反映し、市民ニーズに合った生涯学習の充実を図ります。

● 市民が培った知識や技術等を地域社会に生かすための場の検討を行い、多様な人材を発掘するとともに、指導者の育成を図ります。

● 学習・施設ボランティアの育成や地域づくりリーダーを確保するとともに、学校教育等を支援する広域的な人材活用のネットワーク化を進めます。また、青少年リーダーの養成とともに、青少年リーダーの能力を地域づくりに生かす仕組みを検討します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 第六次生涯学習推進計画の推進 | 第六次生涯学習推進計画を踏まえ、市民の生涯学習を支援します。 | 文化振興課 |
| 指導者の育成と人材の活用 | 生涯学習の一層の推進を図るため、指導者及びボランティアの育成と活用を図ります。 | 文化振興課 |
| 青少年リーダーの養成 | 小学生、中学生、高校生などを対象に、野外活動等を通し、地域リーダーの養成を図ります。 | 文化振興課 |

### 具体的施策㊶　生涯学習情報の提供と学習機会の充実【重点】

● 生涯学習活動を振興する出前講座や各種講座の内容を充実し、市民の利用促進に努めるとともに、環境・福祉・教育・文化・芸術・まちづくりなど、市民ニーズに応じた課題に対し、講座や教室などを開催し、学習機会の充実に努めます。

● 生涯学習活動の成果の発表･紹介の場となる生涯学習フェスティバルの開催については、教育・文化・福祉・産業・観光など、関係機関や施設との連携により検討します。

● 各種団体の生涯学習活動情報を提供するとともに、自主的な学習活動を行う市民グループや団体に対して、学習内容、指導者の派遣、活動場所等運営に関する情報提供の充実を図るとともに、自宅等から公共施設の空き状況検索や予約を行うことができる公共施設予約システムを運用し、生涯学習活動の支援及び公共施設利用の利便性の向上を図ります。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 出前講座の充実 | 市の施策や行政課題について、市民の要望する日時に職員等が出向き、講座を行う機会を提供します。 | 文化振興課 |
| 公民館講座の充実 | 市民の生活課題や今日的課題など、市民の多様な学習ニーズに応えるための講座を開催します。 | 文化振興課 |
| 公共施設予約システムの活用 | 公共施設予約システムを活用し、施設利用の利便性の向上及び生涯学習情報の発信を図ります。 | 文化振興課 |

## 具体的施策㊷　生涯学習施設・設備の整備

● 音楽・芸術等文化活動に触れる機会と場所を提供するとともに、優れた芸術文化を鑑賞する機会を設け、市民の文化意識の高揚を図れるよう、市民会館の快適な利用に向けた整備を行います。

● 小・中学校を地域の学習、スポーツ、文化活動の場として開放し、地域社会と子供たちが学び合うコミュニティを形成します。

● 既存の公共施設の最適配置に向けた検討と併せて、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、（仮称）生涯学習センターの在り方について検討を進めます。

● 市民会館の管理運営については、引き続き指定管理者制度を活用し、管理運営体制の効率化と計画的な維持管理に努めます。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 市民会館の整備 | 文化・芸術に触れる機会と場所を提供するとともに、優れた芸術を鑑賞する機会を設け、市民の文化意識の高揚を図れるよう、市民会館の快適な利用に向けた整備を図ります。 | 文化振興課 |
| 学習等供用施設の整備 | 市民にとって身近な学習施設になるよう、学習等供用施設の快適な利用に向けた整備を図ります。 | 文化振興課 |
| （仮称）生涯学習センター在り方の検討 | 既存の公共施設の最適配置に向けた検討と合わせて、人口動態の変化や、多摩都市モノレール延伸を見据えたまちづくりとの整合を図るとともに、将来にわたり維持可能な施設総量を踏まえ、また、公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設との機能分担に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、（仮称）生涯学習センターの在り方について検討を進めます。 | 文化振興課<br>図書館<br>企画政策課 |
| 市民会館の適正な管理運営 | 市民会館について、指定管理者制度を継続し、モニタリングを実施することで、施設の適正な管理運営に努めます。 | 文化振興課 |



市民会館（さくらホール）

### 具体的施策㊸　図書館運営の充実【重点】

● 読書活動は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

● 子供の読書活動の重要性に鑑み、子供が自主的な読書活動を行うことができるよう、「第五次子供読書活動推進計画」に基づき、ブックスタート事業、おはなしの会等の充実を図るほか、学校図書館と十分な連携・協力を図りながら、子供読書活動に関する施策を推進します。

● 図書館資料に対する市民ニーズは、今後も多様化・高度化することが予測されることから、市内の各図書館のネットワークを一層強化し、市民の利便性の向上に努めるとともに、図書館資料の整備・充実を図ります。

● 近隣市町と連携し、図書館の相互利用を引き続き実施します。また、人の集まる施設（市役所やショッピングモール等）への返却ボックス設置等を検討します。

● 児童・生徒へ電子図書の周知を図るとともに、市民の多様なニーズに応えるため電子図書コンテンツの充実を図ります。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 第五次子供読書活動推進計画の推進 | 子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力が豊かになるよう、「子供読書活動推進計画」に基づき、読書活動の推進を図ります。 | 図書館 |
| 図書館施設及び事業の充実 | 市民の読書環境の充実に向けて図書館を快適に利用できるよう、各図書館の本棚等を整備するとともに、利便性の向上のための取組や各種事業の充実を図ります。 | 図書館 |
| 近隣市町と連携した図書館の相互利用の実施 | 近隣市町との図書館相互利用を引き続き実施します。 | 図書館 |
| 学校図書館との連携 | 学校図書館へ授業等で必要な資料の団体貸出を行うとともに、学校司書連絡会や図書館協議会等を通じて、学校図書館との連携を図ります。また、学校図書館に導入される学校図書館システムと連携を図ります。 | 図書館 |
| 電子図書の充実 | 市民の多様なニーズに応えるため、電子図書コンテンツの充実を図ります。 | 図書館 |



雷塚図書館

## 基本施策（２）スポーツ・レクリエーション活動の推進

### 具体的施策㊹　スポーツの推進【重点】

- 「武蔵村山市スポーツ都市宣言」及び「スポーツ推進計画」に基づき、誰もが生涯を通じてスポーツに取り組むことができるよう、環境の整備や意識の醸成に努め、スポーツを通じて明るく活力に満ちたまちづくりに努めます。
- 人と人、地域と地域の交流を促進するため、スポーツ推進委員やスポーツ協力員との連携・協力を図り、良好なコミュニティづくりに取り組みます。
- 地域でのスポーツ活動の充実と基盤形成のため、「総合型地域スポーツクラブ」の運営や地域のスポーツクラブ等の活動を支援します。
- 市民が身近な場所で安全にスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。
- 障害の有無や性別等に関わらず、誰もがスポーツを通じた自己実現ができる環境づくりに努めます。
- プロスポーツチーム等の関係機関との連携に努め、市民がスポーツに触れることができる機会の創出に取り組みます。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 第二次スポーツ推進計画の推進 | 第二次スポーツ推進計画に基づき、市民のスポーツを総合的かつ計画的に推進します。 | スポーツ振興課 |
| 地域スポーツの振興 | 地域でのスポーツ活動の充実と基盤形成のため、スポーツ推進委員やスポーツ協力員等との連携・協力を図り、地域スポーツの振興に努めます。 | スポーツ振興課 |
| 総合型地域スポーツクラブの運営支援 | いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも各自の興味・目的に応じてスポーツに親しめるようなスポーツ社会を実現するため、総合型地域スポーツクラブの運営を支援します。 | スポーツ振興課 |
| 【新規】関係機関との連携の推進 | プロスポーツチームとの協定をはじめとした関係機関との連携に努め、スポーツ教室や交流事業など、市民がスポーツを身近に感じ、スポーツの楽しさや魅力に触れることができる機会の創出に取り組みます。 | スポーツ振興課 |



武蔵村山市民駅伝競走大会



読売巨人軍との連携協定

### 具体的施策㊺　スポーツ施設・設備の整備

● 競技スポーツなどの高度なスポーツニーズに応えるため、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能の充実に努めるとともに、公共施設予約システムを活用し、利用者の利便性の向上を図ります。

● 総合体育館の管理運営については、引き続き指定管理者制度を活用し、管理運営体制の効率化と計画的な維持管理に努めます。

● 日常生活圏でスポーツに親しめる場や環境を確保するため、体育施設や設備の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図ります。

● 市民が身近な場所でスポーツに親しめるよう、学校教育に支障のない範囲で学校施設を市民に開放し、地域のスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 総合体育館等の体育施設の整備と適正な管理運営 | 指定管理者制度を継続し、モニタリング等を通じて総合体育館等の体育施設の整備と適正な管理運営に努め、競技スポーツなど市民の高度なスポーツニーズに応えるとともに、地域スポーツの振興を図ります。 | スポーツ振興課 |
| 校庭・屋内運動場開放の推進 | 小・中学校の校庭・屋内運動場の社会教育団体等への開放を推進し、地域スポーツの振興を図るとともに、小学校校庭を在学児童の遊び場として開放します。 | スポーツ振興課 |

## 基本施策（３）郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用

### 具体的施策㊻　文化財の調査、保護・活用【重点】

● 市内に所在する各種文化財等の調査を実施し、その種別、分布状況など文化財としての位置付けを明らかにするとともに、宅地等の開発に伴う遺跡調査を継続して実施し、出土品の保護・保全や記録・保存に努めます。

● 収蔵資料の公開・展示や歴史講座などを実施するとともに、文化財保護審議会などの意見を尊重し、デジタル化を含めた文化財の保護及び活用を図り、各種文化財の適正な管理及び保護に努めます。

● 郷土の歴史、伝統芸能などの伝承に関する講座の開催、市民プログラムの充実等により、設立された市民団体等との連携や交流の促進に努めます。

● 歴史民俗資料館及び分館の適切な維持管理に努めるとともに、市民の財産として文化財の適正な収集・管理及び文化財の保護、保存に努めます。

● 収蔵資料のデジタル化を計画的に行い、利便性の向上を図るとともに、市内外を問わず広く発信していきます。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 文化財の調査・研究 | 市内に所在する各種文化財等の調査(研究)を実施し、その種別、内容、分布を把握し、文化財として位置付けていく調査・研究に努めます。 | 文化振興課 |
| 文化財の保護の充実 | 文化財保護審議会からの市指定文化財としての答申内容を踏まえ、市文化財の指定を行うことにより文化財の保護の充実に努めます。 | 文化振興課 |
| 文化財への理解が豊かな人材の確保 | 郷土の歴史、伝統芸能などの伝承に関する講座の開催などにより、文化財保護活動に興味を持った市民の確保に努めます。 | 文化振興課 |
| 歴史民俗資料館の運営の充実 | 来館者の学習環境の向上を図るため、歴史民俗資料館及び分館の適切な運営に努めるとともに、文化財の適正な収集・管理の充実を図ります。 | 文化振興課 |
| 【新規】収蔵資料のデジタルアーカイブ化 | 市指定文化財や資料館所蔵の歴史資料をデジタル化し、保存・活用を行います。 | 文化振興課 |





歴史民俗資料館

## 令和１３年度の数値目標　【基本方針４　自己実現を目指す生涯学習の推進】

| 指標名 | 現状値<br>（令和７年度末） | 目標値<br>（令和 13 年度） |
|---|---|---|
| 出前講座の講座数 | 74 講座 | 75 講座 |
| 市民会館の利用者数 | 170,143 人／年 | 201,000 人／年 |
| 公民館講座の定員に対する受講割合 | 61.2% | 90% |
| おはなしの会の開催回数 | 84 回／年 | 132 回／年 |
| 市内図書館の図書貸出冊数 | 市民一人当たり<br>3.4 冊／年 | 市民一人当たり<br>4.4 冊／年 |
| 図書館利用の有効登録者数 | 11,741 人 | 13,500 人 |
| 図書リクエスト受付件数 | 52,913 件／年 | 64,000 件／年 |
| 郷土・行政資料の所蔵数 | 6,223 冊 | 7,000 冊 |
| 総合型地域スポーツクラブ会員数 | 170 人 | 530 人 |
| 【新規】ニュースポーツ体験教室の参加者数 | ― | 450 人 |
| 市指定文化財の数 | 23 件 | 27 件 |
| 歴史民俗資料館の利用者数 | 5,369 人／年 | 8,000 人／年 |
| 歴史散策コースマップ販売冊数 | 26 冊 | 30 冊 |

# 基本方針５　教育財産の有効活用の推進

市が保有する公共施設の総延床面積は、令和８年３月末現在、１４９，６３１．６６㎡で、そのうち、学校教育系施設の延床面積の合計は９６，１０１.５８㎡となっており、全体の半数以上となる６４．２％を占めています。また、社会教育・文化施設についても、全体の１１．４％を占めています。このことからも、市が保有する財産を最大限活用する上で、教育財産の有効活用は大変重要な要素となっていることがうかがえます。

教育財産の有効活用については、様々な用途が考えられる学校施設を中心に、余裕教室の活用や校庭・屋内運動場の開放、長寿命化対策など、多様な視点に立って積極的な活用を推進します。

## 基本施策　教育財産の有効活用の推進

### 具体的施策㊼　放課後児童対策パッケージの推進に伴う施設の有効活用

- 小学校の余裕教室等を活用して、放課後において子供たちの安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実や地域住民との交流活動の促進等に取り組みます。
- 学童クラブの児童と放課後子供教室の児童が同じ活動場所で、同一のプログラムに参加できるよう、学童クラブ及び放課後子供教室の連携型・校内交流型の推進に努めます。
- 小学校始業前の子供の居場所をつくるなどの対策を推進します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 放課後子供教室の充実【再掲】 | 小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子供たちの安全で安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実、地域住民との交流活動等の取組を推進します。 | 文化振興課 |
| 放課後児童対策パッケージの推進に伴う施設の有効活用 | 学童クラブの児童と放課後子供教室の児童が同じ活動場所で同一のプログラムに参加できるよう、連携型・校内交流型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営に努め、教育財産の有効な活用を図ります。 | 文化振興課<br>子ども育成課 |
| 朝の子供の居場所づくり事業【再掲】 | 保護者が早朝に出勤等する場合において、子供を自宅に残さなくて済むよう、見守り員を配置した上で、小学校始業前の子供の居場所づくりを推進します。 | 文化振興課 |

## 具体的施策㊽　校庭・屋内運動場開放の推進

● 市民が身近な場所でスポーツに親しめるよう、学校教育に支障のない範囲で学校施設を市民に開放し、教育財産の有効な活用を図ります。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 小学校校庭遊び場開放 | 在学する児童を対象に、開放管理員を配置して事故防止に努めながら、放課後の小学校の校庭を遊び場として開放します。 | スポーツ振興課 |
| 学校体育施設開放 | 市民が気軽に運動できるよう、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を市民に広く開放することにより、教育財産の有効な活用を図ります。 | スポーツ振興課 |



校庭遊び場解放（第一小学校）



学校体育施設開放（第八小学校）

## 令和１３年度の数値目標　【基本方針５　教育財産の有効活用の推進】

| 指標名 | 現状値<br>（令和７年度末） | 目標値<br>（令和 13 年度） |
|---|---|---|
| 放課後子供教室の実施箇所数【再掲】 | ９か所 | ９か所 |
| 学童クラブ及び放課後子供教室の連携型・校内交流型の設置数【再掲】 | ６か所 | ６か所 |
| 【新規】朝の子供の居場所づくりの実施箇所数【再掲】 | ― | ９か所 |

# 第４章　組織の総合力を生かした教育行政の推進

## 教育委員会と関係機関との連携

多様化・複雑化する教育課題に対応するため、教育委員会だけではなく、市長部局等との横の連携を強化するとともに、福祉・保健・子育て支援等教育に関係する組織との関係性を密にし、武蔵村山市全体の組織の総合力を生かした教育行政を推進していきます。

### （１）教育委員会と関係機関との連携強化

#### ①　教育委員会と市長部局等との連携

● 市長部局等で実施されている様々な事業等について、教育委員会として積極的に把握するとともに、学校との協働事業につなげていくため、教育委員会と市長部局等との連携システムの構築について検討します。

● 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき設置している「総合教育会議」において、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層市民の意見を反映した教育行政を推進します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 教育委員会と市長部局等との連携 | 教育委員会と市長部局等が連携し、各校の学校経営方針を尊重しながら、市長部局等が提案する事業等に対して学校が積極的に関わることができるようにします。 | 教育総務課<br>教育指導課<br>関係各課 |
| 総合教育会議の実施 | 総合教育会議において、①教育大綱の策定、②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、③児童・生徒等の生命･身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置の事項について協議・調整を図ります。 | 子ども政策課<br>教育総務課 |

### ②　関係機関との連携

● 学校教育の充実や生涯学習の推進に向けて、子育て支援施策や防災・防犯施策などにおいて、関連する市長部局等と連携して、各種事業に取り組んでいくとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、各種団体との連携を強化します。

● 市長部局等における教育に関連した個別計画等との連携を図り、教育委員会における施策の方向性を確認し、整合性を図ります。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 市長部局等が所管する各講座の受講 | 市長部局等が実施している教育関連事業を学校教育に生かすため、学校経営方針の下、各学校単位で積極的に講座を受講し、市長部局等との連携を深めます。 | 関係各課 |
| 児童・生徒等に関連する各事業の連携 | 児童・生徒が安心して学校生活を送れるように、学校と学童クラブの情報共有、通学路における合同点検による危険箇所等の改善、防犯パトロールによる見守り強化などについて、関係機関が連携を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。 | 関係各課 |

## （２）開かれた教育委員会

### ③　教育委員会会議の透明化

● 会議の公開や積極的な情報発信により市民に開かれた教育委員会会議を目指し、学校・地域・家庭・市民から一層の信頼を得られるように努めるとともに、関係機関との連絡を円滑に推進します。

| 主要施策・主要事業名 | 概　　要 | 事業担当課 |
|---|---|---|
| 教育委員会会議の充実 | 教育委員会会議を公開するとともに、会議録等を引き続きホームページに公表します。 | 教育総務課<br>教育部各課 |